

監委公告第 3 号
令和 6 年（2024 年）1 月 16 日

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表する。

目 次

包括外部監査の結果に係る措置

平成 30 年度（2018 年度）	1
令和元年度（2019 年度）	3
令和 2 年度（2020 年度）	9
令和 3 年度（2021 年度）	12
令和 4 年度（2022 年度）	31

(関係条文)

・地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

指摘事項等

【市社協の在り方について：意見】

《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》

社会福祉協議会は、社会福祉法人により設置されるものであり、その設置の趣旨は「地域福祉の推進」にある。地域福祉は、「福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられているもの」である。社会福祉協議会は、地域福祉を推進するために、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者の連絡調整を行うことが求められていると言える。

いっぽうで、市の外郭団体として「引き続き経営の改善や効率化に取り組む団体」として自主財源の更なる確保が要請されている。しかし、施設運営、特に養護老人ホームの運営では、養護老人ホームによる措置を必要とする高齢者が相対的に減少していることから、稼働率は 9 割を下回っている状況で赤字が続いている。本来業務である地域福祉の推進に係る財源へも影響を与えかねない状況である。平成 15 年度包括外部監査報告書では、今後の方向性として、安定した運営財源の確保が重要課題であると述べており、その方策として本来確保すべき制限財源の確実な獲得と、安定した自主財源の確保、例えば介護保険収入のような比較的安定した自主財源を確保することをあげている。

当時と比べ、現在は愉和荘という施設が増加している。しかし、愉和荘の運営は稼働率の問題があり、ここ数年常に赤字で推移している。これでは自主財源の確保どころか、経営を圧迫する事態となっている。

このように、現状の市社協の財政が厳しい状況のもとで、このままでは市社協の存在意義が問われかねない状況にあると言えるのではないかと考える。市は、市社協の置かれた状況が厳しいことを直視し、地域福祉の推進及び関係者間の連絡調整という社会福祉法の趣旨に鑑みて、外郭団体としての市社協の位置づけを再検討すべきである。市の政策を担う団体としての位置付けに鑑みれば、施設運営等による自主財源の確保を要請すること以上に、地域福祉の推進、特に社会福祉事業を実施する者の連絡調整機関として十分に機能するための役割の明確化とそれを可能にする財政的裏付けの確立が必要であると考えられる。

措置内容	措置日
<p>外郭団体としての熊本市社会福祉協議会の役割の明確化については、令和2年(2020年)3月に、市及び熊本市社会福祉協議会の地域福祉の推進にかかる計画である「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を、地域福祉にかかる関係機関や地域団体を含め役割を整理しながら協働で策定し、「支え合い活動推進のコーディネーター」としての取組など、地域福祉の推進にかかる熊本市社会福祉協議会の役割を明確化した。</p> <p>市社協の経営改善のため、平成27年度(2015年度)から昇格の抑制、給与の減額、時間外抑制等、人件費の削減、事務費の削減に努めている。平成28年度(2016年度)から令和4年度(2022年度)は、前述した削減効果等もあり、黒字化を達成している。</p> <p>今後は更なる財源確保に向けて寄付金を募るための活動に注力する。</p> <p>また、施設単体では赤字となっている養護老人ホームの愉和荘については、利用料金や給食業務の見直しを令和5年度(2023年度)より実施しており、今後も改善に努めていく。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和元年度（2019年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について ~

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>【予備車の適正保有について：意見】</p> <p>予備車は、パッカー車が故障した場合や車検点検時、自然災害が起きた場合などに活用されている。予備車を保有することは故障等が生じた場合でも収集運搬業務を滞りなく行うために必要なことである。</p> <p>しかし、そのいっぽうで予備車はあくまでも予備（バッファー）であり常時稼働しているわけではない。上述のとおり予備車の保有は余剰設備の保有ともなりかねないため、効率的な運営の観点からはどの程度のバッファーを備え置くべきかが問題となる。</p> <p>北部、東部、西部の各クリーンセンターとも車両によっては、ほとんど稼働実績がないものもある。稼働日数についてもフル稼働しているものはなく、災害時を除けば常に余剰の予備車両があるのではないかと考えられる。</p> <p>委託業者については確実な業務執行を担保するために予備車の保有台数を増加させているところである。いっぽう、過剰な予備車保有は管理コストもかさみ、ムダの温床ともなりかねない。</p> <p>そこで、熊本市全体の観点から、一定の期間ごとに予備車の適正保有台数を検討することが望まれる。たとえば、東部クリーンセンター、西部クリーンセンター及び北部クリーンセンターで相互に予備車両を融通するなどした場合、削減余地がないかどうか検討すべきと考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和4年度(2022年度)末に北部クリーンセンターを閉鎖し、令和5年度(2023年度)から東部、西部の2クリーンセンター体制に移行した。その際、予備車の適正保有台数を検討し、10台を削減した(令和4年度〔2022年度〕24台、令和5年度〔2023年度〕14台)。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和元年度（2019年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～ テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>【土地の利用状況について（旧河内町焼却場跡地）：意見】</p> <p>旧河内町焼却場跡地（固定資産台帳では河内焼却場）は、旧河内町において昭和48年から利用が開始され、平成3年の熊本市との合併を経て、平成5年まで利用された。</p> <p>旧河内町焼却場跡地の敷地の大部分は国有地であり、旧河内町焼却場跡地の周辺部分が町有地（合併後は市有地）であった。</p> <p>当該土地は現状、未利用となっているため、本来であれば利活用することを検討することが望まれる。しかし、当該土地は狭い山道の突き当りにあり、また大部分が傾斜地かつ雑木林となっており、利活用したくてもできない状況となっている。なお、旧河内町焼却場跡地の平らな部分はほぼ国有地である。</p> <p>したがって、このような利活用が非常に厳しい現状に鑑み、当該土地の国への譲渡もしくは貸与を検討することが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>国への譲渡・貸付を行う場合、地方財政法第24条により有償が原則であるが、国へ譲渡・貸付を受ける意向について確認したところ難しいと回答を得た。また、売却には土地の確定のために不動産鑑定等の作業も必要となる。費用対効果や事務手続を考慮し、加えて、当該土地は草刈等も行っておらず、維持管理に関する支出もないことから、今後も、当課で所管をし、市有地としての利活用に努めていくこととした。</p>	<p>令和5年（2023年） 10月1日</p>

令和元年度（2019年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について ~

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>【土地の有効活用について：意見】 北部クリーンセンターを現地視察したところ、敷地の一部が利用されていないと見受けられる場所があった。 当該土地については、非常時の災害時等にごみの仮置き場として利用しているとのことであるが、クリーンセンター内や他課でのさらなる利活用が可能か検討するとともに、道路に面した土地であることから売却も視野に入れた検討を行うことが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和4年度（2022年度）末で北部クリーンセンターを閉鎖した。 資産マネジメント課と検討を行い、売却をする方針とした。 令和5年（2023年）8月には、マーケットサウンディングに諮るなど、現在、売却に向けた対応を引き続き行っている。</p>	<p>令和5年（2023年） 4月1日</p>

令和元年度（2019年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 浄化対策課

指摘事項等	
<p>【事業の合理化を促す取り組みについて：意見】</p> <p>熊本市はし尿のくみ取り事業に対し、下水道や合併処理浄化槽の普及により、収集能力が過剰となっていることを踏まえ、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき、収集体制の適正化や事業規模の縮小、他事業への転換等を目的とした「し尿処理事業者に対する合理化事業」を計画的に実施しているという点は評価できる。</p> <p>特定の地域に特定の事業者が配置されている許可制のもとでは、合理化事業が順調に進むとは考えづらいものの、永久に当該事業を継続することもまた不合理である。このことから、第四次合理化事業をもって本市の合理化事業を終了するとしたことには、一定の合理性があると考ええる。</p> <p>今後、適正な収集体制を確立するためにも、し尿処理を必要とする利用者の数や居住地などから、1台当たりの車両でカバーすることのできるエリアを積算し、その上で事業を許可制ではなく、将来的には委託制に変更することも考えられる。委託制に変更することで、熊本市の責任において適正な収集体制でし尿処理サービスの提供ができると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>適正な収集体制を確立するため、現在の許可制を継続した場合や将来的に委託制に変更した場合などを検討するため、他の政令指定都市の状況調査を行った。本市のし尿収集を直営や委託制とした場合、多額の経費が必要となることが見込まれ、直営では本市が負担する経費が数十倍、委託制では数倍となることから許可制を継続する方が経費面において優位と考えられる。</p> <p>また、平成26年（2014年）1月28日最高裁判決においては、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」との考えが示されており、今後のあり方について、不断に検討を進めているところである。</p>	<p>令和5年（2023年） 10月12日</p>

令和元年度（2019年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について ~

環境局 浄化対策課

指摘事項等	
<p>【公衆トイレの実態調査及び必要性の検討について：意見】</p> <p>公衆トイレの設置については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。」とされている。</p> <p>市では、市内に美粧化公衆トイレ（ ）16か所、その他の公衆トイレ4か所、合計20か所の公衆トイレを設置している。</p> <p>そのうち、浄化対策課が所管する公衆トイレについて、その利用状況を把握しているかどうかヒアリングしたところ、簡易水洗等のし尿量は毎月確認しているものの現状の実態については把握していない旨の回答を得た。</p> <p>また、過去において利用状況を調査したことがあるか、あれば資料の提出を依頼したところ、「平成22年度に新呉服橋際公衆トイレについて、利用実態調査を実施したようであるが、当時の資料は確認できませんでした」との回答を得た。</p> <p>公衆トイレの必要性については、その利用状況が把握できていなければ、検討することができない。</p> <p>したがって、浄化対策課は公衆トイレの利用状況の調査を行い、利用実態を把握したうえで、公衆トイレの必要性の有無を検討することが望ましい。</p> <p>市民や観光客等の利用者へのサービスの向上と都市景観に配慮した都市機能の拡充を目的とした公衆トイレ</p>	
措置内容	措置日
<p>簡易水洗等のし尿量、上水道・トイレトペーパーの利用状況から、利用実態を把握したところである。</p> <p>新呉服橋際公衆トイレについては、地元の自治会等に対し説明のうえ、令和5年度（2023年度）に解体設計を行い、令和6年度（2024年度）に解体工事を予定している。</p> <p>所管する公衆トイレの必要性の有無については、利用実態や施設の老朽具合、維持管理コストなどから総合的に検討を進めているところである。</p>	<p>令和5年（2023年） 10月12日</p>

令和元年度（2019年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部環境工場

指摘事項等	
<p>【公衆用道路に係る所管換えの検討について：意見】</p> <p>東部環境工場の公衆用道路について、平成20年8月の国土調査結果を反映した後の平成30年度末固定資産台帳（暫定）において、土地は東部環境工場の所管として登録されている。</p> <p>この中で公衆用道路とされた土地は、現況で道路として利用しているものであり、本来であれば道路を所管する部署に所管換えすべきである。</p> <p>一部泥の流出があるため、泥の撤去等を行ったうえで、道路を所管する部局と協議し、実態に即した所管換えを実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>災害時の廃棄物置き場への専用道の確保や新工場建設への対応等といった東部環境工場の活用を今後検討するにあたって、敷地内の一部を所管替えすることは、その活用の妨げとなる恐れがあると考えられる。</p> <p>また、市道への引継ぎ協議を関係各課と行った結果、当該道路の所管替えを行うには、土砂の流出や市道の要件を満たすための工事等が必要となるが、その費用が多額であるため予算措置が困難であることが判明した。よって、所管替えは行わず、現状のままとする。</p>	<p>令和5年（2023年） 4月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について~

こども局 こども支援課

指摘事項等	
<p>【児童館の対象児童について:意見】</p> <p>国の示す「児童館ガイドライン」によれば、児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とするとしている。</p> <p>市の児童館は、条例において「おおむね小学校終了までの児童」を対象とするとしており、施設においては、地域と連携しながら中学生までを対象として運営を行っている。</p> <p>国の示す「児童館ガイドライン」である18歳未満のすべての子どもを対象としているわけではなく、対象となる年齢を引き上げることは予算や施設のスペースの関係で難しい部分もあると思われるが、児童館運営のより一層の充実のため対象年齢を広げることを検討すべきと考える。</p> <p>例えば、民生委員や母親クラブ等との連携を行い、乳児と高校生の接点を設けて、育児体験をしてもらうなど、高校生にとって良い経験となるような企画を児童館で実施する方法が考えられる。</p> <p>市には、直営の児童館、指定管理者の管理運営による児童館、民間児童館など、複数の運営方法が存在している。</p> <p>現在、直営の児童館に関しては、より効率的かつ効果的な運営を目指し、児童館機能のさらなる拡充を図るべく、例えば指定管理者による管理運営への移行など、児童館の今後のあり方を検討することが必要と考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>利用対象年齢の引き上げについては、指摘のとおり、市の児童館は遊戯室等が狭く、中高生の利用スペースの確保は難しい。このため、中高生が児童館に関わることができるよう、一部の児童館では地域や学校と連携し、イベント等に中高生がボランティアとして参加できる仕組みを取り入れた。今後も、子育て支援に関するニーズの把握を行い、中高生にとって良い経験となる企画を積極的に取り入れてまいる。</p> <p>また、直営の児童館は、まちづくりセンター及び公民館と同一施設内にあり、運営も一体的に行われていることから、児童館のみ直ちに指定管理に移行することは困難な状況にある。このため、指定管理者など民間事業者の手法等も参考にした児童厚生員への研修の実施などにより、引き続き効率的かつ効果的な運営に取り組んでいく。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【債権回収の一元化について:指摘】</p> <p>債権回収の一元化について、平成24年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても「現在、市の債権は部署ごとにそれぞれ管理されている。納税課は、債権の回収業務に精通していると思われるが、それ以外の部署においては人事異動等により、債権回収業務に精通している職員が育ちにくく、ノウハウの蓄積も難しい。債権回収業務の経済性・効率性を考慮して、納税課又は回収業務を専門に行う組織を横断的に設け、そこに一定額以上の債権(例:20万円以上)を集め一元的に整理回収することを検討する必要があると思われる。例えば、徴収率の高い政令市をみると、2位の浜松市では市の枠組み中で債権回収を専門とする部門横断的組織である債権回収対策課を置き、収納率の向上に努めている。また、4位の北九州市でも、平成17年11月より高額・悪質案件の一部を特別滞納調査室に引き渡し、当部署が徴収を行っている。市の債権は法的性質により回収手続きが異なるため、大きく分けて3つの債権に分類し管理する必要があり、その債権管理には専門的知識を要する。善良な納入義務者との公平性の観点から、債権回収を専門とする部門横断的組織を設け、債権回収業務に精通する職員を育て悪質な滞納者を排除すべきである。」と指摘されているところである。</p> <p>平成24年度包括外部監査報告書に記載された状況と同様の状況であったため、滞納者の削減のため債権回収の一元化を図る必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市の債権回収については、平成28年(2016年)3月に熊本市債権管理条例を制定、債権管理の部門横断的組織である「債権管理課」を平成28年度(2016年度)に設置、平成29年(2017年)2月には「熊本市債権管理計画」を策定し全庁挙げて債権回収を進めてきた。</p> <p>保育料の収入未済額については、債権管理課の支援も得ながら債権管理計画に基づいた債権回収を行い、平成30年度(2018年度)の2億円から令和4年度(2022年度)には92百万円と、着実に縮減したところ。</p> <p>また、令和6年度(2024年度)からは税務部が有する滞納者に関する情報の関係課への提供を実施することとしており、効率的な債権回収に取り組んでいく。</p>	<p>令和5年(2023年) 10月24日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>【施設の拡充について:意見】</p> <p>令和元年度のショートステイ事業の利用日数が大幅に減少しているが、近年増加傾向にある児童虐待相談件数等を鑑みると、需要が大きく減少しているとは考えにくい。担当者へ質問したところ、既存の施設は時期や曜日によっては、ほぼ満床のところがあり、当事業利用者の受け入れ余地が少ないため、事前の電話確認等で断っているケースがあり、利用日数減少の原因の一つとして考えられ、今後、本事業については里親への委託が可能となる予定であることから、里親の活用による受け入れ先の拡大を検討しているとのことであった。</p> <p>核家族化や地域コミュニティの希薄化が進んでいる近年の状況からすると、今後この事業を必要とする児童は増えると思われ、受け入れ体制の強化が必要である。セーフティネットの機能をもたせる意味では、十分な受け入れができるよう施設の数を増やしたり、施設側の収益を圧迫しないよう、緊急受入時の委託料を高く設定するなどの対策が必要と考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年(2023年)4月から、新たに市内での受入先としてファミリーホーム(里親と同様に複数のこどもを家庭的環境での受け入れているところ)4箇所をショートステイ事業の委託先として追加し受皿の拡充を行った。</p> <p>なお、里親へのショートステイの委託については、実施に向けて検討を進めている。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>【効果指数の設定について(外国語教育推進経費): 意見】</p> <p>効果指数が設定されていないが、事業目的に合致した効果指数を設定することで事業の成果に定量評価を行うことが可能になり、事業目的が当初の目的を達成したかどうか評価することが可能になる。また、定量評価は数値化できる評価項目しか評価できないため、数値化できない評価項目については定性評価を合わせて実施することでより広い観点からの評価が可能になる。</p> <p>事業目的の設定 事業の実施 実施結果の評価 次年度や他の事業目的の策定に評価結果を踏まえた改善施策を織り込むことで、事業目的を高い水準で達成することに寄与すると期待されることから効果指数を設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>国が指標としている中学校卒業段階で英検3級レベル相当以上の生徒の割合を指標に設定した。また、その指標を上回っているため事業を同規模で継続することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:学校教育に関する事務の執行について~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>【学校長意見の必要性について:意見】 熊本市就学援助規則第3条(3)にあたる場合に指導課は、申請者に対して「就学援助申請理由書」の記載を求め、学校に対して「就学援助(準要保護)児童生徒に係る世帯票」における学校長意見の記載を求めている。 学校長意見を閲覧したところ、その内容は経済的な理由により就学援助を求める趣旨の簡潔な記載が多く、この記載のために用意されたと思われるゴム印も見られた。また、他の理由が記載された場合であっても、申請者が記載した「就学援助申請理由書」をまとめた内容であって、特に目新しい内容の記載は見られない。このため、現在の運用状況からは学校長意見記載の必要性に疑問を感じるところである。なお、この記載は令和2年度においては、全体で1,500を超す件数となっている。 学校長意見記載の必要性について再検討する余地があると思われる。</p>	
措置内容	措置日
<p>世帯票の要否について検討した結果、学校事務の軽減と世帯票紛失防止等のため廃止することになったことから、世帯票の提出を求めている熊本市就学援助要綱を改正し令和4年(2022年)10月20日付けで施行した。</p>	<p>令和4年(2022年) 10月20日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ:学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>【所得基準額について：意見】 熊本市就学援助規則第3条第1項(3)を理由とする援助の場合、原則として、前年度の所得が基準額以下の場合に認定することとしている。 所得基準額は、以下のように算定されている。 世帯人数ごとにモデルとなる世帯構成と構成員の年齢を決定する。 生活保護基準を参考に必要な収入額を算定し、これに一定率を乗じたものを給与収入とする。 の給与収入に対応した所得税法上の所得金額を、所得基準額とする。 このような所得基準額の設定は、申請者ごとに個別に基準額を算定することに比べて認定業務が大幅に簡略化されるため、申請者が多数の場合には効率的である。一方で、申請者の世帯構成、構成員の年齢がモデルとした世帯とは異なることにより、モデルとした世帯との違いが原因で申請者間に不公平が生じてしまう可能性もある。 本事業と同じく指導課が所管する奨学金貸付事業においては、申請者ごとの世帯状況に応じた生活保護基準額を審査基準としている。 しかし、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助するとする事業目的の観点からは、さらに多くの援助を必要としている世帯への支援が可能となるよう検討する余地があると思われる。 現状においても医療費が多額に上る場合には認定上考慮しているものの、加えて、例えば世帯人数が4人の場合のモデル世帯の構成を両親、中学生、小学生としているが、両親、中学生2名とすることで基準所得額が増加すると考えられる。このような変更がなされれば、事務の効率性を保ったまま認定数を増加させることが可能であり、事業目的の達成件数の増加が見込まれる。また、非認定となった申請者に対してモデル世帯と実際の世帯との違いを考慮にいれることで、事務負担は増えるものの、事業目的達成に資することが見込まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)からは、モデル世帯(両親、中学生、小学生)の所得基準を基本としつつも、世帯の構成(例 父、中1、中2、中3)に応じて所得を再計算したうえで認定している。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>【効果指数の設定について(奨学金貸付事業): 意見】</p> <p>効果指数が設定されていないが、事業目的に合致した効果指数を設定することで事業の成果に定量評価を行うことが可能になり、事業目的が当初の目的を達成したかどうか評価することが可能になる。また、定量評価は数値化できる評価項目しか評価できないため、数値化できない評価項目については定性評価を合わせて実施することでより広い観点からの評価が可能になる。</p> <p>事業目的の設定 事業の実施 実施結果の評価 次年度や他の事業目的の策定に評価結果を踏まえた改善施策を織り込むことで、事業目的を高い水準で達成することに寄与すると期待されることから効果指数を設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業の目的が、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学金の貸付けを行うことにより、社会に貢献し得る人材の育成を図ることであることから、貸付対象者数や貸付金額の数値等により効果指数を設定することは、事業目的と一致しないと考える。</p> <p>本制度の改善や評価に活用するため、令和5年(2023年)9月11日に貸付対象者へのアンケートによる実態調査を実施した。今後も継続して調査を行い、定性的に評価していく。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月11日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>【催告書発送に係るマニュアルの記載について: 意見】 熊本市奨学金貸付金返還金回収マニュアルには、「債権回収の流れ(熊本市奨学金貸付金返還金)」と題するフローチャートが記載されている。その中の、本人への催告書発送の記載の横に、「8~11月頃」と記載されている。この記載が、「催告書の発送について」に記載した、年1回の発送事務の継続を招いた一因であると思われる。 マニュアル作成時には要綱等との整合性に留意する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>マニュアルの記述内容を整理し、フローチャートは削除するなど改正を実施した。</p>	<p>令和4年(2022年) 3月30日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>【効果指数の設定について(国際教育関係経費): 意見】</p> <p>効果指数が設定されていないが、事業目的に合致した効果指数を設定することで事業の成果に定量評価を行うことが可能になり、事業目的が当初の目的を達成したかどうか評価することが可能になる。また、定量評価は数値化できる評価項目しか評価できないため、数値化できない評価項目については定性評価を合わせて実施することでより広い観点からの評価が可能になる。</p> <p>事業目的の設定 事業の実施 実施結果の評価 次年度や他の事業目的の策定に評価結果を踏まえた改善施策を織り込むことで、事業目的を高い水準で達成することに寄与すると期待されることから効果指数を設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>日本語指導が必要な児童生徒に対し指導を行った人数を効果指数と設定し、増加傾向を踏まえて令和5年度(2023年度)に事業を拡充した。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ:学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>【部活動指導員の配置について:意見】</p> <p>中学校の部活動については、教員の約8割が何らかの形で従事しており、時間外勤務が80時間を超える教職員の割合が全校種(小学校・中学校・高等学校・幼稚園・専門学校・特別支援学校)の中で中学校が突出して高くなっていることから、部活動が時間外勤務の大きな要因の一つになっていると考えられる。</p> <p>政令指定都市(川崎市を除く)の中では、熊本市の1校当たりの部活動指導員の配置数は0.12人であり最も低く、神戸市(2.99人)、横浜市(2.32人)、広島市(2.32人)などと比較すると大幅に少なくなっている。</p> <p>教員の負担軽減を図るためには部活動改革は必須であり、早期に部活動指導員の数を増やす必要があると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)には部活動指導員を3名増員し8名(1校当たり0.19人)とした。教員の負担軽減を図るため、令和6年度(2024年度)以降も部活動指導員を増員していく。</p>	<p>令和5年(2023年)4月1日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ:学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 教職員課

指摘事項等	
<p>【市における教員採用試験の状況について:意見】 志願者数の減少、これに伴う倍率の大幅な低下は、近年における教員の長時間労働や保護者対応等の業務負担増が、テレビ、新聞、インターネットによって報道され、必ずしも志願者にとって魅力あふれる職業と捉えられなくなってきていることが影響しているものと考えられる。 教員を志望するものに魅力ある職業と捉えられるよう、教職員の働き方改革を進められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>教育委員会では、教職員が授業や授業準備等に集中し、ゆとりをもって子どもと向き合える環境をつくっていくとともに、心豊かに過ごす時間を確保し、疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、教職員の長時間勤務の実態改善に向け、平成30年(2018年)から「学校改革!教職員の時間創造プログラム」を策定し取組を進めている。 令和5年度(2023年度)は、部活動のあり方見直し、教頭業務の整理と改善、年休取得の推進、DXの推進を重点項目に掲げ取り組んでいる。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月24日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 教育センター

指摘事項等	
<p>【校内 LAN 整備について：意見】</p> <p>文部科学省が公表している「GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想」では充実した ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 教育環境を実現するために「高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内 LAN (Local Area Network: 同一の敷地または建物内等に構築されたネットワーク) 整備」あるいは「ランニングコストの確保を踏まえた LTE (Long Term Evolution: モバイル端末用の通信規格のひとつ) 端末の整備」を整えるようしている。</p> <p>現在、熊本市では児童生徒へ LTE 端末を貸与しており、今後の ICT 教育のためのインターネット環境整備において校内 LAN 整備は検討されておらず、さらに教員が利用する端末も LTE 回線を利用したモバイル通信を基本としたものの導入を検討している。</p> <p>校内 LAN を整備することにより校内利用では端末ごとの通信料は不要になり、学校向け特別料金を利用するなどして、LTE と比較した際にランニングコストを大幅に抑えることができるのではないだろうか。高速大容量回線を前提とした校内 LAN を整備するのが困難である山間部や離島の学校で LTE 通信を利用するのは合理的だと考えられるが、そのような学校の少ない熊本市においては、恒久的に必要な通信費を考慮すると、校内への無線 LAN 環境を整え、ICT 教育を実施できるようにしたほうがコスト的に合理的と考えられる。</p> <p>加えて、LTE 回線を利用した高速通信教育の実現はランニングコストだけでなく、通信量の上限の問題も発生するが、校内 LAN を整備することでその問題も解決することができると考えられる。</p> <p>所在地によっては高速大容量回線を物理的に配備できない学校も想定されるため、一斉に整備をすることは難しい面もあるが、例えば、まずは熊本市中心部の学校から、順次、高速大容量回線の設備を整えていくことなどの検討が望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>次期指導者用・学習者用端末の更改にあわせて検討をした結果、引き続き、LTE 端末を利用する方針とした。</p> <p>LTE 端末にすることで、校外学習での活用などこどもの学習に広がりを与える効果やセキュリティ面や端末管理上、制御しやすいなどのメリットがあげられる。予算面においても、Wi-Fi は数年で仕様が変わることや機器の老朽化対応を含め、維持管理や更新が定期的発生することや通信費の容量単価の変動状況もあるため、LTE 端末の方がコストがかかるものの運用面のメリットとコスト差から上記の方針とした。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 総合支援課

指摘事項等	
<p>【SSWの属人的な働き方の改善について：意見】</p> <p>問題を抱える児童生徒への対応にはスピード感が求められる。しかし、ただ早ければ良いという訳ではなく、ネットワークの専門家としてケースに応じた関係機関への連携を実施し、問題の解決を行う必要がある。最適解を導き、早期解決へとつなげるために何より重要なのは児童生徒や関係者へのヒアリング時の情報収集やヒアリングした情報を基に対応方針を決定することである。現状では重要なヒアリング項目を記載した定型のヒアリングシートなどは作成されておらず、情報収集の仕方や対応方針の決定は各SSWの力量に委ねられており、ケースに対する評価や連携先の選定が属人的となっているおそれがある。</p> <p>SSWによって対応に大きな差異がでないようにするために、必ずヒアリングしなければならない項目や回答によっては追加で確認すべきことなどをまとめた、定型のヒアリングシートや対応のチャートを活用することが有効と考える。</p> <p>その結果、連携すべきケースが明確になり、SSWが案件を抱え込みすぎることや、より多くの児童生徒のケースに携われるようになると思われる。</p> <p>また関係機関に連携したときに、相談記録表だけでなくヒアリングシートやチャートについても共有することで適切な情報共有も図れると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>定型のヒアリングシートや対応チャートの作成について検討を行ったが、ケース毎に状況が大きく異なり、定型の項目を設けることは困難であるという判断に至った。</p> <p>ケースに対する評価や連携先の選定が属人的にならないための対策として、学期末に複数名(担当以外のSSWおよび総合支援課福祉職)でケースの評価を行っている。さらに、ケースの評価をする際の基準となる資料を新たに作成し、SSWと共有を行った。また、業務マニュアルについても新たに作成し、年度当初の研修会において確認を行った。今後も、必要に応じて改良を行っていく。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 総合支援課

指摘事項等	
<p>【SC活動の組織化について：意見】</p> <p>年々、学校におけるいじめの深刻化や不登校になる児童生徒の増加などを背景として、社会が学校に期待する役割が変化し、児童生徒の様々な心の問題をサポートするために学校においても専門的な関わりが求められる状況になってきている。同時に保護者や教職員の身体的、精神的負担も大きくなっており、学校において多様な相談に対応する必要が生じている。</p> <p>このような現状を鑑み、平成25年に文部科学省は「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」を定め、以降継続的に予算を確保した上で各自治体にスクールカウンセラーの配置を促している。</p> <p>市ではこの補助に加え「震災に伴う補助」を活用し熊本市内の全中学校にSCを配置している。小学校に対しても中学校区のSCが派遣されており、他事業で配置されている「心のサポート相談員」とともに児童生徒が相談しやすい体制を整備していることは評価できる。</p> <p>一方で、学校が回答しているSCの活動に対する成果と課題に関するアンケート結果によると、SCが多忙のためスケジュール調整が難しいといった課題や、SCの力量に差があるといった課題が見受けられた。SCは臨床心理士や精神科の医師の資格を必要とし、高度な専門的知識や技能に基づいて業務にあたっているものの、その技量や対応スピードは経験年数や価値観によって差が出てくることは否めない。また2名配置校であればお互いに相談することもできるが、中学校区ごとに一人で活動しているSCについては、個人で問題に対応するケースが多いため、独人的・属人的な対応になっているケースもあるのではないだろうか。SCの人数を充実させることに加えて、活動の質を保つためにも経験が浅いSCの育成・相談や、現在は下記に示すように定性的な記録となっているカウンセリング記録の様式の一部をチェックリスト化・標準化をするなどのSC活動全体の仕組みを考え、統括するマネージャーSCを配置する必要があると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>SC(スクールカウンセラー)の人数の充実については、必要となる経費について予算要求を行った。統括するマネージャーの配置については、SCの中から経験豊富な2名をSV(スーパーバイザー)とし、新人(1~3年目)および希望者に対してスーパーバイズを実施している。さらに、標準化を図るため、SCから意見を聴取し、相談内容(いじめ、不登校、家庭環境など)を一部チェックリスト化したカウンセリング記録を新たに作成した。なお、学校に対し周知済みである。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ:学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 健康教育課

指摘事項等	
<p>【効果指数の設定について(共同調理場管理経費):意見】 効果指数が設定されていないが、事業目的に合致した効果指数を設定することで事業の成果に定量評価を行うことが可能になり、事業目的が当初の目的を達成したかどうか評価することが可能になる。また、定量評価は数値化できる評価項目しか評価できないため、数値化できない評価項目については定性評価を合わせて実施することでより広い観点からの評価が可能になる。</p> <p>事業目的の設定 事業の実施 実施結果の評価 次年度や他の事業目的の策定に評価結果を踏まえた改善施策を織り込むことで、事業目的を高い水準で達成することに寄与すると期待されることから効果指数を設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は令和4年度(2022年度)に終了した。 今後、同様の事業を実施する場合には効果指数を設定する。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:学校教育に関する事務の執行について~

教育委員会事務局 健康教育課

指摘事項等	
<p>【効果指数の設定について(小学校給食調理等教務委託経費):意見】 効果指数が設定されていないが、事業目的に合致した効果指数を設定することで事業の成果に定量評価を行うことが可能になり、事業目的が当初の目的を達成したかどうか評価することが可能になる。また、定量評価は数値化できる評価項目しか評価できないため、数値化できない評価項目については定性評価を合わせて実施することでより広い観点からの評価が可能になる。</p> <p>事業目的の設定 事業の実施 実施結果の評価 次年度や他の事業目的の策定に評価結果を踏まえた改善施策を織り込むことで、事業目的を高い水準で達成することに寄与すると期待されることから効果指数を設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>運営協議会における民間委託調理場の視察等を基にした評価報告書の小学校給食調理等業務に関する評定(5点満点)を効果指数とする。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 健康教育課

指摘事項等	
<p>【効果指数の設定について(共同調理場調理等業務委託経費): 意見】 効果指数が設定されていないが、事業目的に合致した効果指数を設定することで事業の成果に定量評価を行うことが可能になり、事業目的が当初の目的を達成したかどうか評価することが可能になる。また、定量評価は数値化できる評価項目しか評価できないため、数値化できない評価項目については定性評価を合わせて実施することでより広い観点からの評価が可能になる。</p> <p>事業目的の設定 事業の実施 実施結果の評価 次年度や他の事業目的の策定に評価結果を踏まえた改善施策を織り込むことで、事業目的を高い水準で達成することに寄与すると期待されることから効果指数を設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>運営協議会における民間委託調理場の視察等を基にした評価報告書の共同調理場調理等業務に関する評定(5点満点)を効果指数とする。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ:学校教育に関する事務の執行について～

教育委員会事務局 必由館高等学校

指摘事項等	
<p>【備品の棚卸の手続書の必要性について:意見】 備品の棚卸実施に関する手続書が定められていない。 備品の実在性を確認し、紛失等を防止するため、棚卸実施に関する手続書をあらかじめ定めた上で、定期的に備品の棚卸を実施する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
本校における手順書(必由館高等学校備品点検実施要領)を作成し、定期的に備品の棚卸を実施している。	令和5年(2023年) 3月30日

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:学校教育に関する事務の執行について~

教育委員会事務局 出水南中学校

指摘事項等	
<p>【備品台帳における廃棄処理漏れについて:指摘】 備品台帳と現物との照合を行ったところ、現物は存在しないにも関わらず、備品台帳に掲載されている備品があった。 パソコンの調達方法は、リースに切り替わっており、過去に購入しているパソコンは現在存在していない。このため、備品台帳上で廃棄処理を行うことが必要である。なお、担当者にヒアリングしたところ事務担当者側では除却処理が実施できない備品もあるとのことであり、教育委員会側で除却処理が必要なかどうか備品台帳システムの機能確認、運用体制の改善が求められる。 なお、備品の廃棄フローについては整備されていない。不正な廃棄処理や備品台帳との整合管理のためにも、備品を廃棄する際の手順を整備し、必要な承認を得た上で備品台帳の廃棄処理まで実施され、実際の備品と備品台帳とが整合している状況が維持される体制が望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>現物が存在しないものについては廃棄処理を行った。備品台帳に記載されていないものについては『備品台帳に記載なし』とのシールを貼り管理した。また廃棄フロー等、校内の棚卸の処理手順を定めたマニュアルを作成した。棚卸の際に使用したチェック表を綴じ込み保管することとした。</p>	<p>令和4年(2022年) 3月23日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:学校教育に関する事務の執行について~

教育委員会事務局 出水南中学校

指摘事項等	
<p>【口座について:意見】 学校徴収金の口座は一つであり、1年生から3年生までが同じ口座で処理されている。 収支報告書は学年ごとに作成され、また、監査も学年ごとに実施されることから、口座も学年ごとに分けたほうが収支の状況がわかりやすく、監査も容易になると思われる。</p>	
措置内容	措置日
<p>学校徴収金システム上、保護者からの入金口座は1つ(代表口座)のみであるため、代表口座から学年毎の口座へ入金額の振替を行うこととし、収支管理や監査について分かりやすくした。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 日吉小学校

指摘事項等	
<p>【学校所有ではない備品について：指摘】 学校所有ではなく、社会体育所有のバレーボール用品・地域のスポーツクラブ所有の卓球台・扇風機等が体育館で保管されており、学校所有の備品なのかそうではないのか判断に困難を伴う備品が複数あった。 学校所有の備品なのかそうではないのか分かるように備品管理を実施すべきである。また、学校所有でない備品で長期間使用されていないものについて処分に困難を伴うことが想定されるので、学校所有でない備品を学校の施設で保管する場合は予め取り決めておくことがトラブル防止の観点からも重要であると考えます。また、備品を紛失した場合はどうするのか等についても予め取り決めておくことが望ましいと考えます。</p>	
措置内容	措置日
<p>学校の備品については、令和3年(2021年)12月に備品台帳と照合し所有がわかるよう備品シールを貼付済。 学校に置くクラブチーム所有備品については、令和4年(2022年)8月4日の校内備品点検後、クラブチーム関係者に対して、クラブ所有とわかるようシールの貼付及び令和4年(2022年)11月28日に目録の提出を受けた。</p>	<p>令和4年(2022年) 11月28日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ:学校教育に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 日吉小学校

指摘事項等	
<p>【薬品の廃棄について：意見】 長期間使用されておらず、今後の使用見込みもない薬品が保管されていた。 今後の使用見込みのない薬品については、廃棄することで紛失・盗難等の事故を未然に防止することなるとともに管理の手間を削減することが可能となるため適切な手続きを実施し廃棄することを検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>監査の折に指摘のあった使用見込みのない薬品については、学校独自での処分が不可のため、教育委員会事務局に回収を依頼し、その後、処分を完了させた。</p>	<p>令和5年(2023年) 2月10日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【熊本市緊急家賃支援事業・チェックリストの記載について：意見】</p> <p>提出書類チェックリストに、市の担当者の記載すべきチェックのないものがあつた。なお、いずれも経緯書には処理が終了した記載がされており、確認未了ではなくチェック漏れである。</p> <p>提出書類チェックリストには、マニュアルに従い漏れなくチェックを入れる必要がある。</p> <p>第5回家賃支援金マニュアル</p> <p>○市の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書のチェック 誓約書及び同意書のチェック 請求書(申請者 市長)のチェック 提出書類チェックリスト及び経緯書への記入 <p>~ のチェック終了後、申請資料に同封されている提出書類チェックリストの該当する箇所にチェックを入れる(賃貸借契約書の写し及び委任状以外のチェックボックスには必ずチェックが入ることになる)。</p>	
措置内容	措置日
<p>事前確認用の資料においても、行政の事務処理上の“公文書”にあたり、その正確性を確保するため、同種の事業を実施する際は、チェック記載漏れが判別できるようチェックリストのレイアウトの工夫やダブルチェックの徹底など、チェック記載漏れが発生しない運用を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【(経済関連データ調査等事業) 調査内容の重複について: 意見】</p> <p>「景気ウォッチャー調査」と「市内総生産推計、企業業況判断分析等」が重複している。この重複は、「景気ウォッチャー調査」を複数年契約としたため生じたものである。令和元年11月から、熊本駅周辺の開発等による地域経済への効果が一段落すると見込まれる令和3年度までを契約期間として調査を実施している。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和2年度に開始した「市内総生産推計、企業業況判断分析等」は、調査対象や手法は異なるものの、景況の把握という大きな目的が「景気ウォッチャー調査」と同じであり、結果的に調査が重複してしまっている。</p> <p>複数年契約を締結する際には、何年契約とするかについて、より慎重な判断が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)当初予算要求時において必要な調査経費の見直しを行い、重複がある調査事業については廃止をした。</p>	<p>令和4年(2022年) 10月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【(Web等を活用した販路開拓支援経費)効果指数について:意見】</p> <p>支援対象である企業が見本市、商談会等に出展した際の商談件数の目標値「950件」は、平成28年度の第7次総合計画実施計画の策定時に設定したものであるが、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの見本市や商談会の開催が中止となったことから、実績値が大きく減少している。この状況については令和2年時点で予見できていたことから、ウィズコロナ時代に対応したWeb上での非対面販売方式であるEC(電子商取引)を活用した地場企業の販路開拓を支援すべく、物産事業者等の商品をWeb上に取りそろえた「熊本市WEB物産展」が新たに開催されている。</p> <p>事業内容が変更されているが、目標値(指数)は変更されていない。</p> <p>この点について、担当課からは、当該事業のように事業内容そのものが変更された場合には新規事業扱いとなる。目標値(指数)は第7次総合計画で定められているため見直しのタイミングが決まっており、次期総合計画の見直しのタイミングに合わせて新たな目標値(指数)を設定するとの回答であった。</p> <p>この考え方では、事業内容が変更された場合(新規事業)には、総合計画が見直されるまで目標値(指数)が設定されず、この間目標値(指数)がないまま事業が実施されることになる。</p> <p>事業内容が変更された場合(新規事業)には、その都度、目標値(指数)を設定するよう全庁的に見直す必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和4年度(2022年度)に終了した。</p> <p>同様の事業を実施する際は、新規事業に即した、適切な効果指数の設定を行う。また、効果指標の見直しについて、関係部署と協議を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【(Web等を活用した販路開拓支援経費)熊本市WEB物産展開催事業の委託業者選定に係る公募型プロポーザルにおけるヒアリング審査の議事録作成について:意見】</p> <p>熊本市WEB物産展開催事業については、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行っている。</p> <p>当該プロポーザル方式による委託業者選定に係る資料を閲覧したところ、各審査員が採点した点数表は確認できたものの、ヒアリング審査の議事録は作成されておらず、審査員同士の議論の内容や審査の過程が確認できなかった。</p> <p>議事録がなければ、ヒアリング審査においてどのような議論(質問、回答、検討)がなされたか、後日確認することができない。</p> <p>よって市は、委託業者の適切な選定実施及び後日の検証可能性確保のため、議事録を作成し保管することが望ましい。特に選定の決定につながるような評価に関する発言や説明については、適切な選定を行ったことの根拠として、議事録を残す必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和4年度(2022年度)に終了した。</p> <p>契約事務マニュアルにて「進行管理や業者選定の過程は、適切に文書化しておく。」とあり、同様の事業を実施する場合、審査会の議事録を作成する。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【(Web等を活用した販路開拓支援経費)入手する見積書及び作成する設計書の積算内訳の明確化について: 指摘】</p> <p>プロポーザル方式による業者選定のあと、業務委託候補者である楽天グループ株式会社から見積書を入手し、それを基礎として「熊本市 WEB 物産展開催事業業務委託設計書」を作成している。</p> <p>その設計書を見ると、すべて一式による表示であり、内訳の記載がなく、適切な積算が行われていることが確認できない。また、当該設計書の根拠となった見積書についても同様の記載がなされており、見積内容の妥当性が検証できなかった。</p> <p>市は、委託業務の実施にあたり、設計書の内訳を適切に積算した上で、作成すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和4年度(2022年度)に終了した。</p> <p>なお、当該設計書の根拠となった見積書については、検証を行った結果、妥当であると判断した。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際は、委託事業者に対し、事業内容に沿った内訳の作成を求め、適切な積算を確認したうえで、見積額が適正であるか十分に精査し契約を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 12月13日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【(Web等を活用した販路開拓支援経費)アンケート調査の実施件数について:意見】</p> <p>熊本市 WEB 物産展開催事業業務委託 業務完了報告書」によれば、アンケートを実施しているが、回答入手先がWEB出店を行った事業者8件となっている。</p> <p>本事業における出展店舗数が第1回において12店舗、第2回において20店舗であり、実際の回答入手が8件にとどまっている状況に鑑みれば、十分なアンケートが実施できたとは言い難い。</p> <p>市は、適切な事業評価のため、委託業者に対して十分なアンケート実施をするよう依頼するべきである。</p> <p>なお、本事業は、「地場製品の知名度向上と販路拡大を図ることを目的」としていることから、WEB出店者のみならず、購入者にもアンケートをとる仕組みがあってもよかったのではないかと思われる。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和4年度(2022年度)に終了した。</p> <p>同様の事業を実施する場合、委託事業者契約時に事業者と協議を重ね、参加出展に際してはアンケート回答を条件となるなど、アンケート内容や徴取方法について仕様書に定めることとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【(インバウンド誘客対策経費(中国・香港の市場調査事業))上海事務所の活用について: 意見】</p> <p>市は常駐の職員を派遣する形で上海事務所を開設しているが、この上海事務所の活用状況が確認できなかった。本事業では中国や香港の SNS における熊本に関連するキーワードの投稿頻度の分析を実施している。WEB 分析は専門的な知識を必要とするため初回の設計を外部委託する必要があるものの、キーワード毎の定期的な投稿件数カウントなど一部の業務については外部委託業者に指示を仰ぎながら、タイムリーに現地の状況を確認することができる現地職員の定例作業および報告項目とすることも可能ではないかと思われる。この点も含めて、上海事務所の有効活用について検討する必要がある。</p> <p>また、外部委託業者に指示を仰ぎながら、一部については現地職員の業務とすることで、より費用を抑えることも可能と考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>上海事務所との連携・役割分担を改めて整理し、事業担当課が上海事務所の駐在員と情報共有し実施・報告している。</p> <p>(役割分担)</p> <p>事業担当課: 中国市場におけるプロモーションの企画立案 上海事務所: 事業に関する意見・アドバイス等、現地での対応、現地旅行会社、企業等へのヒアリング</p> <p>(情報共有、報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年当初に年間スケジュールの共有 ・令和5年度(2023年度)の中国、香港での事業に関する協議 ・週報、月報での中国市場の報告 	<p>令和5年(2023年) 4月6日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 経済政策課

指摘事項等	
<p>【(上海事務所管理運営経費) 上海事務所の人員を有効に活用する仕組みについて: 意見】</p> <p>市から派遣されている現地職員からの報告書を確認したところ、現地における実施活動がレポートされているものの、市が実施している中国に関する他事業との連携状況が確認できなかった。また、市経済観光局においても熊本上海事務所の駐在員に対してどのような活動をしてほしいのかを検討している資料が確認できなかった。</p> <p>熊本上海事務所の目的である中国をはじめとした東アジア諸国におけるビジネスの支援や観光客誘致等の推進を効果的に実施するためには、他事業との連携が必須である。</p> <p>例えば、市が実施している中国に関する幅広い事業の関係者から、月次など定期的に熊本上海事務所の駐在員に実施してほしい業務や依頼項目などを収集し、熊本上海事務所の所管課が取りまとめた上で、熊本上海事務所の駐在員に伝えて実施・報告する仕組みを構築し運用をするなどの改善が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>上海事務所との連携・役割分担を改めて整理し、事業担当課が上海事務所の駐在員と情報共有し実施・報告している。</p> <p>(役割分担)</p> <p>事業担当課: 中国市場におけるプロモーションの企画立案 上海事務所: 事業に関する意見・アドバイス等、現地での対応、現地旅行会社、企業等へのヒアリング</p> <p>(情報共有、報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年当初に年間スケジュールの共有 ・令和5年度(2023年度)の中国、香港での事業に関する協議 ・週報、月報での中国市場の報告 	<p>令和5年(2023年) 4月6日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 雇用対策課

指摘事項等	
<p>【(特定分野緊急就職促進事業)効果指数の設定について:意見】</p> <p>効果指数が設定されていないが、3,000千円の広報費をかけていることから、申請者数や6ヵ月未満退職率等の効果指数を設定することが必要である。なお、実績等を検証すると191件の申請があったことや、本事業利用者の6ヵ月未満退職率が15.6%(令和元年12月厚生労働省調査では38.5%)となったことから、就職促進や離職防止に一定の効果があったものと考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>交付件数及び6ヵ月以内の離職率の低下を効果指標と設定し、事業実績及びアンケート調査による効果検証を行っている。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 雇用対策課

指摘事項等	
<p>【(特定分野緊急就職促進事業)受領書類記載の正確性について:指摘】</p> <p>経済政策課しごとづくり推進室(現:雇用対策課)は、申請者に雇用証明書の提出を求め、第1期においては対象期間内に就業した事実、第2期においては3か月以上就業した事実、第3期においては6か月以上就業した事実を審査している。提出された雇用証明書の中に、第2期において3か月以上就業した事実を証明するものであるものの、雇用証明書が入れられていた封筒の消印(令和3年8月31日)より後の日付(令和3年9月1日)が証明日として記載されているものがあった。この雇用証明書によると就業開始日は令和3年6月1日であることから証明日が消印の日付以降の日付であれば、交付要件を満たしているとする判断が可能となる。しかし証明日が誤っていることから、申請者が3か月以上就業していたかどうかの判断ができない状況であった。にもかかわらず、交付決定と判断したことは問題である。</p> <p>なお、本監査実施期間中に担当者が当該申請者の勤務先と連絡を取り、令和3年9月1日時点で就労していたことを確認したことから、交付要件を満たした交付であったことが判明している。</p> <p>交付決定の審査の際には、受領書類記載の正確性について、より留意する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>雇用の事実について事業者を確認し、支給要件に問題がないことについて再確認を行った。なお、日付を確認するチェックリストを作成するとともに、交付決定にあたっての対応メモを記録した。</p>	<p>令和4年(2022年) 10月7日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 雇用対策課

指摘事項等	
<p>【(UIJ ターンによる人材確保支援事業移住促進雇用対策事業)承認添付資料について(熊本市移住促進オンラインイベント): 意見】</p> <p>熊本市移住促進オンラインイベント業務委託に係る支払の承認を得るにあたり、参考資料として実施報告書を添付し回付していた。しかしながら、当該実施報告書は単純ミスが散見されたことから修正を依頼したものであり、最終版ではなかった。支払承認の参考資料として添付する資料は、最終版である必要がある。</p> <p>なお、最終版については業務資料とともに別に保管が行われていた。</p>	
措置内容	措置日
<p>支払承認の添付資料について、最終版ではない資料を添付しておくことは将来的に内容の誤認識を発生させる懸念もあるため、最終報告書であることを担当者及び決裁ライン内で確認を行うこととした。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 雇用対策課

指摘事項等

【(UIJ ターンによる人材確保支援事業移住促進雇用対策事業) 就職内定者数の把握について (UIJ ターン就職面談会): 意見】

就職面談会の開催実績について、参加求職者数は令和元年度に 58 名、令和 3 年度に 53 名 (令和元年度の実施日は、令和 2 年 1 月 26 日である。2 回目を令和 2 年 3 月 7 日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。令和 2 年度は実施していない。令和 3 年度の実施日は、令和 4 年 3 月 21 日である。) となっているが、就職内定者数に関しては両年度とも報告書提出日現在 0 名という結果となっている。実施日が期末近くの開催となっていることも提出日 (各期末日) 現在の就職内定者数が 0 名となっていることの要因と思われる。このため、後日、担当課において相手方企業に対してヒアリングを行い、就職内定者数の把握を行っている。

しかし、ヒアリング実施のタイミングによっては選考中という場合があり、また、新たに応募がある可能性もあるため、最終的な内定者数の把握には至っていない。

この点、ヒアリングを何度も行うことは相手方企業及び担当課の負担も大きいという理由で一度しか実施していない。また、内定者が生じた場合には企業から担当課に報告してもらうよう依頼するなどして内定者数の把握に努めているが、相手方企業からの連絡も十分ではない状況である。

しかし、本事業の評価にあたっては内定者数 (又は就職者数) の把握が必要不可欠であるため、相手方企業に本事業の意義を再度認識してもらうよう働きかけるなどして、内定者数 (又は就職者数) の把握に努める必要がある。

なお、担当課のヒアリングによると、各年度調査時点においては、令和元年度は応募者 5 名、採用者 1 名、令和 3 年度は応募者 13 名、選考中 4 名、採用者 0 名という結果となっている。

実績だけを見た場合には低調なものになっている。このような場合には、漫然と事業を継続するのではなく、事業の必要性について、例えば、「実績は低いものの、市内企業の開催要望が強く、事業継続の意義があると判断できる」など、検討することが必要である。

措置内容	措置日
<p>本指摘があった東京での就職面談会 (令和 5 年〔2023 年〕3 月実施) については、今年度 9 月に内定調査を行った結果、内定者 2 名であった。</p> <p>また、昨年度、年間をとおして実施したオンライン合同就職面談会についても随時内定調査を行い、22 名の内定者を確認しているところである。</p> <p>今後も、イベント実施後の実績把握を行っていく。</p>	<p>令和 5 年 (2023 年) 9 月 30 日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(損失補償金制度)融資の利用制限について:意見】 同一の事業者が複数の制度融資を利用している。そのため、複数の制度融資を利用している事業者に代位弁済が生じた際に、損失補償額が大きくなる恐れがある。 同一の事業者が複数の制度融資を利用する是非について検討することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>市制度融資は、信用保険法に基づく全国共通制度の範囲内で制度設計していること、信用保証協会の保証付融資の全体を合算した融資総額に上限が設けられていることから、過剰な融資は行われぬ。また、本市制度融資間での利用口数の制限を行うことは、中小企業者に対する事業資金の円滑化を図る信用保険法の制度目的を損なう恐れがあることから、現行制度は適正なものとして判断した。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月4日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(信用保証料補給金)熊本市中小企業融資制度の必要性について:意見】</p> <p>熊本市中小企業融資制度のうち、以下のものについて利用実績がない状況が続いておりその必要性を検討することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化資金 平成11年度より利用実績なし ・地下水使用合理化設備資金 平成16年度より利用実績なし ・公害防止施設資金 平成19年度より利用実績なし ・新エネルギー設備等資金 平成29年度より利用実績なし <p>なお、経営安定特例資金は、熊本地震などの天変地異があった際に利用されるものであるため近年利用実績がない事のみをもって廃止することには慎重になる必要があると考えられる。ただ、熊本地震のような天変地異があった際には、国・県等からも救済措置が取られる可能性が高く国・県と重複しない救済措置になるよう検討することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和4年度(2022年度)末で利用実績のない制度融資は廃止をした。</p> <p>なお、制度融資全体(11制度)を見直し、廃止した制度も他で対応できるよう、6制度に集約・整理を行った。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(信用保証料補給金) 返戻の網羅性・正確性の確認方法について: 意見】</p> <p>信用保証料の返戻については、熊本県信用保証協会が算定した書類に基づき調定しているが、同資料が正確かどうかを市では検証していない。なお、市の職員が信用保証協会の非常勤理事であり理事会に出席するとともに、監事の監査報告書を確認し「理事の職務の執行に関し不正な行為または法令および定款等に違反する重大な事実が認められなかったこと」及び「計算書類は法令および定款等に従い収支および財産の状況を正しく示しているものと認められること」を確認している。</p> <p>理事会への出席及び監事の監査報告書は、保証協会全体の観点から議論、監査されていることから、個別の業務である信用保証の返戻が適切であったかどうかを直接的には検討対象とすることは通常は想定されない。そのため、信用保証の返戻に漏れがないかどうか、また、正確かどうかについて市の職員が理事会に出席すること及び監事の監査報告書を確認することで対応が十分かどうか検討することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>信用保証料の返戻額は、信用保証協会の全国共通システムで算出しており、本市においても、信用保証協会へのヒアリングを行い、システム設計の内容が適正であることを確認した。今回の意見を踏まえ、今後も保証協会の協力のもと、適宜算定額の確認を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(新型コロナウイルス関連利子補給事業)押印確認について:指摘】</p> <p>株式会社である申請者が、押印欄に有限会社の表示の印を「熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書」に押印していたが、当該事実関係を調べることなく利子補給の支払を実施していた。</p> <p>法人の名称と印の整合性の確認を正確に実施すべきである。</p> <p>なお、監査期間中に市の担当者が印鑑証明書を取り寄せ、当該法人の実印として問題がないことを確認している。</p>	
措置内容	措置日
<p>審査チェックリストに明記するとともに、当該法人印として問題がないか確認し、システムに記録を残すよう運用を改めた。</p>	<p>令和5年(2023年) 2月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中小企業団体等助成経費)補助対象経費について:指摘】</p> <p>「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金の支出の基準について」では、補助の対象経費は要綱第3条に掲げる経費のうち、決算書に記載の「経営改善普及事業」に係る経費(経営改善普及事業指導職員設置費及び経営改善普及事業指導事業費)とされているが、これ以外の総合振興事業費や管理費の一部の項目が河内商工会において補助の対象経費とされている。</p> <p>河内商工会に対し個別にヒアリングを行った結果、要綱第3条に掲げる補助対象経費について、決算書上では「経営改善普及事業」以外にも計上されている勘定科目が存在することから、該当する科目を補助対象経費として追加したものであるが、基準における規定とは異なる取扱いのため、実情にあわせた基準の見直しが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>河内商工会への個別ヒアリングにより、決算書上経営改善普及事業以外に計上されている総合振興事業費や管理費の一部について、要綱第3条に掲げる補助経費に該当することを改めて確認した。</p> <p>なお、基準における商工会の補助対象経費を「決算書に記載の経営改善普及事業に係る経費」から「要綱第3条に掲げる経費」と規定を改正した。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中小企業団体等助成経費)各商工会における収支計算書の科目統一について:意見】 類似の科目が収支計算書では異なる区分(経営改善普及事業指導職員設置費、経営力強化支援事業等)で表示されているため、類似の科目であっても現行の基準では補助金の対象経費に含まれる場合と含まれない場合がある。</p> <p>(例) A支所(経営力強化支援事業・伴走型推進事業) 補助金の対象経費に含まれない。 B支所(経営改善普及事業指導事業費・伴走型小規模事業者推進事業) 含まれる。</p> <p>商工会の収支計算書上の勘定科目は、商工会運営指針において、「経営改善普及事業に係る収支科目以外は、商工会の実情に合わせて適宜に取捨選択しても良いが、商工会の経理方式の全国的な統一を図る意味から、事業の種類、内容が同一なものについてはことさら異なった勘定科目を使用することは避けて、定められた勘定科目によらなければならない」と記載されており、補助の対象経費を適切に算定する観点から、各商工会には可能な限り統一した勘定科目による経費分類の整理を依頼する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本県商工会連合会や熊本市商工会連絡協議会に今回の監査による意見をお伝えするとともに、各商工会には可能な限り統一した勘定科目による経費分類の整理を依頼したところ、令和5年度(2023年度)以降の今回意見の対象となった事業の科目整理については、市内8商工会間で統一していただくとともに、今後新たな事案が発生した場合には、8商工会で協議して統一していく方針となった。</p> <p>また、熊本県商工会連合会が年に1度実施する商工会への運営指導の際には、前述のような事案の発生の有無について、より注意して確認いただくこととなった。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中心商店街地区魅力向上事業)効果指数について:意見】 効果指数として、商店街歩行者通行量を設定しているが、実際のイベント集客数等を用いるのが適切である。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該事業を実施する際には、事業効果の増加に繋がるよう、イベント集客数を効果指数として設定した。なお、イベント集客数の把握については、会場ごとの入込客数を計測する。</p>	<p>令和5年(2023年) 10月7日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中心商店街地区魅力向上事業) 収支計算書等の整理状況について: 指摘】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度のファイルに平成28年度の収支計算書及び監査報告書が綴じられていた。 ・平成30年度のファイルに平成29年度の収支計算書及び監査報告書が綴じられていた。 ・令和2年度のファイルに令和元年度の収支計算書が綴じられており、監査報告書は綴じられていなかった。 ・令和3年度のファイルに令和2年度の収支計算書及び監査報告書が綴じられていた。 <p>また、平成30年度の収支報告書及び監査報告書はファイルに綴じられておらず、収支計算書は担当者のPCにデータが保管されていた。監査報告書は担当者のPCにPDFで保管されていたが、原本は確認できなかった。</p>	
措置内容	措置日
<p>収支報告書及び監査報告書の保管ファイル年度を当年度と統一し、原本の保管を行った。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月17日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中心商店街地区魅力向上事業) 監査実施状況について: 意見】</p> <p>具体的な監査の期限等は定められていないが、決算日以後、3ヶ月をめぐりに監査を実施することが望ましい。</p> <p>「STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会規約」では以下のように定めている。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第6条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。</p> <p>3 監事は委員会の会計を監査する。</p> <p>(監査実施状況)</p> <p>平成29年度分 平成30年7月10日 平成30年度分 令和元年5月28日 令和元年度分 令和2年8月7日 令和2年度分 令和3年4月23日 令和3年度分 令和4年5月24日</p>	
措置内容	措置日
令和5年度(2023年度) 実行委員会において、収支確定後、速やかに監査手続を行った。	令和5年(2023年) 5月26日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中心商店街地区魅力向上事業)年度をまたぐ支出について:意見】</p> <p>平成30年度に計上すべき大道芸2019に関する支出の一部が令和元年度収支決算書にその他(前年度事業分)として計上されている。</p> <p>このため、平成30年度収支計算書の大道芸2019は予算額に対して決算額が半分ほどと少なくなっており、この分が令和元年度収支計算書のその他(前年度事業分)に計上されている。</p> <p>当該事業が1年度単位で行われていること、予算額と決算額を比較、検討する観点から支出は事業が行われた年度に処理することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>事業者に対し手続き漏れがないよう指導や通知等を行い、速やかに支出できるよう運用を改善した。</p>	<p>令和5年(2023年) 10月2日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中心商店街地区魅力向上事業)収支計算書の会計処理について:意見】 その他(備品その他購入費)の中にイベント出演者等に対する源泉所得税が計上されているが、報酬金額と源泉所得税を区分する必要はなく、出演者等に対する支払総額をイベント開催費で処理することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>ご意見のとおり、報酬金額と源泉所得税を区分する必要がないため、出演者等に対する支払総額をイベント開催費で処理することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 6月6日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(中心商店街地区魅力向上事業)前年度繰越金の取扱いについて:指摘】 令和元年度「前年度繰越金」の予算額と決算額が相違している。 予算額には前年度決算で確定した繰越金額を記載することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>収支決算書については修正済みである。 今後は、記載の誤りがないよう、「前年度繰越金」積算の根拠となる資料やそれらをチェックするリストを添付し、決裁ラインで確認を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月17日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(商店街活性化対策事業(商店街魅力アップ事業))助成対象となる支出の確認について: 指摘】</p> <p>助成対象となる支出に関する添付資料は、領収書9枚のみであり内容が確認できない。さらに、そのうち4枚については、補助対象事業の経費なのか判然としない。内容が分かる請求書等を添付資料として徴収する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>該当の領収書については、すべて補助対象であることを確認した。</p> <p>今後、領収書のみで補助対象事業の経費なのか判然としない場合は、内訳書や明細書等の追加提出を求めるよう運用を改善した。</p>	<p>令和5年(2023年) 12月13日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(商店街活性化対策事業(商店街魅力アップ事業)) 審査会について: 意見】 令和3年度商店街活性化特別支援事業助成金審査会について、審査時間70分で23件の審査を行っている。単純計算では、1件当たり、3分程である。 実質的な審議が行われているか疑問であり、より丁寧な審査が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>審査会の開催にあたっては事前に審査員へ資料提供を行い、詳細な説明を実施してきたところである。今後は審査会前に、各委員に対し審査項目を十分に確認いただくことで、限られた審査時間の中でより丁寧な審査を実施していく。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(商店街活性化対策事業(商店街魅力アップ事業))事業効果の検証について(全般): 意見】</p> <p>審査会資料として、事業ごとに令和2年度及び令和3年度の事業内容は記載されている。 ただし、前年度(令和2年度)の目標達成度は記載されていない。 商店街等が提出する事業報告書には、目標達成度が記載されているので、担当課において、その内容を検討した上で、審査会資料とすることが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>ご意見のとおり、事業効果の検証として、審査会資料にて前年度事業内容とともに目標達成度を示すよう運用を改善した。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について～

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(商店街活性化対策事業(商店街魅力アップ事業))事業効果の検証について(個別):意見】</p> <p>商店街から提出される事業計画書の目標設定と事業実施報告書における目標達成度が整合性に欠ける事例があった。</p> <p>(例)</p> <p>事業計画書において、目標値と目標設定項目、効果測定の方法の関係が不明瞭である。また、目標設定項目について、一つを選択すべきところ二つの項目が選択されている。</p>	
措置内容	措置日
認定申請時の目標設定・効果測定についてはより具体的に記載を求めるとともに、事前案内にて事業実施報告書における目標達成度の整合性の確保を求めよう運用を改善した。	令和5年(2023年) 4月1日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(商店街活性化対策事業(研修事業))審査会について:意見】 令和3年度商店街活性化特別支援事業助成金審査会について、審査時間70分で23件の審査を行っている。単純計算では、1件当たり、3分程である。 実質的な審議が行われているか疑問であり、より丁寧な審査が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>審査会の開催にあたっては事前に審査員へ資料提供を行い、詳細な説明を実施してきたところである。今後は審査会前に、各委員に対し審査項目を十分に確認いただくことで、限られた審査時間の中でより丁寧な審査を実施していく。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(プレミアム付商品券発行支援事業)効果指数について:意見】</p> <p>市は、プレミアム付商品券発行支援事業に係る効果指数としてプレミアム付商品券の消費効果額を設定している。</p> <p>しかし、「市長が認める事業基準」1.趣旨において、「新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続等を目的」としているため効果指数としては新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続等に当該事業が貢献したのかどうかといった観点から効果指数を設定することが望ましいと考える。</p> <p>例えば、当該事業を利用した事業者にアンケートを実施し、当該事業が事業継続等に効果があったのかどうか確認することが考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)に実施している物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業において、「市長が認める事業基準」を見直し、「賑わい創出と消費の喚起等を目的」と整理したことから、効果指数として商店街歩行者通行量及びプレミアム付商品券の発行総額を設定することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 6月13日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(プレミアム付商品券発行支援事業)助成対象事業者について:意見】</p> <p>「市長が認める事業基準」1.趣旨において、「新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続等を目的」としているが、助成金交付にあたっては、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者であることは要件とされていない。</p> <p>本事業は、多くの店舗を束ねている一団体からの申請であるため、店舗ごとに売上げの減少を把握し、該当する店舗のみをプレミアム付商品券を扱う店舗とするのは事業の性質上実施が困難と考えられる。</p> <p>今後、プレミアム付商品券発行支援事業を実施する場合には、「市長が認める事業基準」を見直し、趣旨と助成対象事業者の要件を整理する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年)に実施している物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業において「市長が認める事業基準」を見直し、“趣旨”と助成対象事業者の“要件”を整理した上で事業を実施している。</p>	<p>令和5年(2023年) 6月13日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(プレミアム付商品券発行支援事業)商品券の金額について:指摘】</p> <p>「プレミアム付商品券発行支援事業事務処理の手引き」に、「商品券の販売にあたっては、1人でも多くの消費者がご利用できるよう、1冊あたりを購入しやすい金額にするとともに、1人あたり(又は世帯単位)の販売上限冊数(額)を設定すること。(上限額:2万円~5万円程度を目安とする)」と記載があるが、販売金額50万円(額面金額60万円)としている団体があった。</p> <p>当該団体の販売金額が手引きの内容と著しく異なる内容になっていることにつき、担当課内において協議を実施し当該団体の取扱いサービスの販売価額が高額であるため今回は仕方がないとの結論に至ったとのことであるが、上記手引きの「1人でも多くの消費者がご利用できるよう」という点につきどのような判断を行ったのか、又「上限額:2万円~5万円程度を目安とする」点につきどのような判断を行ったのか記録が残っておらず、上記内容での申請を何故、認めたか理由が不明確である。</p> <p>「プレミアム付商品券発行支援事業事務処理の手引き」の適用は、全ての事業者等に等しく行うべきである。また、一部の事業者等に異なる扱いをする際には、当該事業の趣旨に照らし妥当な判断を行ったかどうか記録を残すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>申請を受けた当時は、新型コロナウイルス感染症の影響で当該団体を取り扱うサービスの消費が特に落ち込んでいた状況にあり、当該サービスの性質や価格設定が高額であることで経済的な事情からサービスの購入をためらう消費者に対し消費行動の促進につながることを考慮し、手引きで示している目安を超えた上限設定を認める判断とした。そのため、令和5年度(2023年度)に実施している物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業において「プレミアム付商品券発行支援事業事務処理の手引き」の見直しを行い、「団体の個別の事情により5万円以上の販売上限冊数を希望する場合は、申請前に、理由を明示して商業金融課へ相談すること」と明記した。また、相談に対して、当該事業の趣旨に照らし妥当な判断を行った記録を残している。</p>	<p>令和5年(2023年) 6月15日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(プレミアム付商品券発行支援事業)商品券発行・換金報告書について:指摘】 「商品券発行・換金報告書」に副会長・会計責任者・監事の押印がないものがあった。 申請団体が事務手続に不慣れなこともあり、提出書類の不備について書類の差し替えを依頼する中で、会長・副会長・会計責任者・監事それぞれの押印を貰うにはかなりの時間を要するとの申出があり、出納整理期間内に書類が整わない可能性が高かったことからやむを得ず会長のみ押印で認めたとのことであるが、他の団体は提出書類に不備があった場合、訂正をしたうえで提出期限を遵守し申請書類を提出しており、全ての団体に同様の対応を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>書類不備については、修正を行った。 さらに、当該様式について、全ての団体へ同様の対応を徹底できるよう様式を変更した。 具体的には、団体によって押印の有無に差が生じうる状況を防ぐため押印欄を廃止し、電子データによる提出も可とした。押印のために書類を持ちまわる時間や、郵送・持ち込みなどの提出に掛かる時間を大幅に短縮でき、出納整理期間内の書類整備が可能となった。補助金の申請・実績報告に係るその他書類についても、全ての団体に同様の対応を行うことを徹底する。</p>	<p>令和5年(2023年) 12月13日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(プレミアム付商品券発行支援事業)提出書類について:意見】</p> <p>実績報告時に必要な書類のうち、「参加店舗一覧(様式第7-(4)号)」及び「換金店舗一覧(様式第7-(5)号)」については、課内で協議したうえで同様の内容が記載されていれば問題はないとして市が定めた様式以外であっても書類を受領しているが、課内で協議した内容が記録として残っておらず、提出書類の全てが提出されているかどうかの判断を妨げている。</p> <p>市が定めた内容と異なる取扱いをする際は、提出書類の有無の判断に資するよう記録を残すことが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>市が定めた内容と異なる取扱いをする際は、提出書類の有無の判断に資するよう記録を残すこととした。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(プレミアム付商品券発行支援事業)受領証の訂正等について:指摘】</p> <p>事業者が商品と引換えに現金を受領したことを明らかにするため団体は事業者から「受領証」を入手しているが、商品券の枚数を手書きで訂正し訂正印がないもの、受領した現金の金額を手書きで訂正し訂正印のないもの、受領のサイン又は受領印がないものがあった。</p> <p>不正防止及びトラブル防止の観点から、手書きの訂正は必ず訂正印を押印するとともに、全ての事業者からサイン又は受領印を入手すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>書類不備については、修正を行った。</p> <p>さらに、様式第7-(5)号 換金店舗一覧の受領印について、書面簡素化や本市の行政サービスのデジタル化に伴う押印廃止の方針等を踏まえ様式変更を行い、様式への押印を不要とした。しかし、修正が必要な場合は、訂正署名もしくは訂正印を徹底する。不正防止については、引換えが行われたことを確実に確認するため、実績報告時に全ての団体等に対して「銀行の振込明細書」もしくは「使用されたプレミアム付商品券と引き換えに現金を受領したことが分かる受領証等の書類」などの提示を求め、チェックを行うこととした。</p>	<p>令和5年(2023年) 12月13日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業(新規出店者支援事業))効果指数について:意見】</p> <p>効果指数が設定されていないが、新規出店者等を効果指数として設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、商業集積機能の維持および商店街の魅力向上を目的としていることから、効果指数として商店街歩行者通行量を目標数値として設定した。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月4日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業(新規出店者支援事業)) 店舗面積と補助上限額について: 意見】</p> <p>令和3年度は店舗面積による補助上限額の設定は行われていない。</p> <p>補助率は1/2、補助限度額は一律に1,500千円とされており、店舗面積による差異はない。本制度の趣旨は「商店街の空き店舗を解消し、もって本市商業の振興を図る」とされており、店舗面積が大きいほど商業の振興に資すると考えられるので、店舗面積に応じた補助限度額を設定することが有効である。</p> <p>その後、令和4年度に、路面店については店舗面積に応じた補助上限額を新たに設定している。しかし60坪以上は一律とされているため、さらに店舗面積の大きい区分を設けて補助上限額を増額することや、令和3年度の実績が概ね20坪未満であることから、20坪未満等の区分を設けて補助上限額を減額するなど、メリハリをつけることが必要ではないかと考える。</p> <p>また、路面店以外の店舗についても路面店同様に、店舗面積に応じた補助上限額を設定する事が必要でないかと考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>ご意見を踏まえ、改めて不動産管理会社等へ聴き取りを行ったところ、40坪未満の出店であっても、改装費・家賃等の初期費用は平均3,000千円程度かかることを確認した。また、長引くコロナの影響を受けている現状にあっては、事業者の出店意欲を向上させ、急増した空き店舗の解消を図るためには、現状の補助額は適当と判断した。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月4日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業(空き店舗リノベーション支援事業)) 効果指数について:意見】 効果指数が設定されていないが、空き店舗解消数等を効果指数として設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、商業集積機能の維持および商店街の魅力向上を目的としていることから、効果指数として商店街歩行者通行量を目標数値として設定した。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月4日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業(空き店舗リノベーション支援事業))補助金の交付のタイミングについて:意見】</p> <p>リノベーション工事が完了した時点で補助金の交付を行っているが、本制度の趣旨はリノベーション工事を実施すること自体ではなく、リノベーション工事実施後に空き店舗が解消されることにある。</p> <p>このため、現行の処理基準では難しい面もあるが、リノベーション工事完了時に補助金全額の交付を行わず、空き店舗が解消された時点で残額を交付することも検討に値すると思われる。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、「店舗規模のミスマッチなどの理由から借り手のつかない状態にある店舗を複数店舗に分割する」経費を補助し、将来的な空き店舗解消につなげる目的であり、工事完了時点で一定の目的は達成しているものとする。ご意見いただいた交付方法とした場合、年度内に入居者が決定しないことが想定され、予算単年度主義の観点からも現行の運用は妥当と考える。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月4日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【((特)商工振興資金貸付事業)効果指数について:意見】 効果指数が設定されていないが、経済動向等を勘案して、年度毎の融資残高等を指数として設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>融資残高に応じた変動制へ移行するため、令和5年度(2023年度)より算定方法を見直した。 当該事業は、事業者の円滑な資金繰り支援を目的としている。市制度融資利用実績は、経済動向や災害時等における国等の金融施策により増減するものであるため、事業の性質上、効果指数を設定することは適当ではないと考える。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(特) 商工振興資金貸付事業・事業費について: 意見】</p> <p>事業費は過去5年間、3,343,000千円で同額であるが、年度末融資残高は大幅に減少しており、毎年度の融資残高に応じた変動制とすることが適切と考えられる。</p> <p>預託金方式なので元本が毀損することはないとはいえ、無利子で金融機関に預け入れており、機会コストは発生しているため、事業費の削減を検討する必要がある。</p> <p>効果指数が設定されていないことが、融資残高が大幅に減少しても事業費が同額であることの要因になっているものと思われる。</p>	
措置内容	措置日
<p>融資残高に応じた変動制へ移行するため、令和5年度(2023年度)より事業費の算定方法を見直した。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(飲食店等感染防止環境整備支援事業)効果指数について:意見】</p> <p>市は、飲食店等感染防止環境整備支援事業に係る効果指数として補助金の交付件数及び実践店の認証件数を設定している。</p> <p>しかし、「熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備(小規模改修等)支援事業補助金交付要綱」(趣旨)第1条において、「この要綱は、熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備支援事業補助金を交付するにあたり、熊本市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としており効果指数として補助金の交付件数及び実践店の認証件数が要綱に定めた趣旨に照らして適切か否か判断しづらい。</p> <p>要綱の趣旨を定めるにあたって、事業目的を明瞭に定めることで適切な効果指数の設定に資すると考えられ、ひいては事業効果の増加に繋がることが期待される。また、事業の事後的評価に当たっては、例えば、感染防止の専門家等に評価してもらうことにより、当該事業が感染防止に効果があったのかどうか確認することが考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和3年度(2021年度)に終了した。</p> <p>同様の事業を実施する際に要綱の趣旨を定めるにあたっては、適切な効果指数の設定や事業効果の増加に繋がるよう、事業目的を明瞭に定める。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(飲食店等感染防止環境整備支援事業)委託料について:意見】</p> <p>当該事業のうち、熊本市感染拡大防止実践店の認証については、令和3年6月14日より熊本県の認証制度に一本化されたため委託業者と変更契約書を締結し委託料を当初の70,871千円から37,307千円に減額しているが、補助金の交付額4,887千円(交付件数47件)に対し委託料が37,307千円となっており、両者のバランスを著しく欠く結果となっている。</p> <p>当初の事業が予定どおり実施できないことが明らかになった場合は、単なる委託料の減額にとどまることなく委託ではなく市の直営での実施の可否も含めて検討するとともに、検討の過程及び結論の根拠を記録として残しておくことが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和3年度(2021年度)に終了した。</p> <p>同様の事業を実施する際に当初の事業が予定どおり実施できないことが明らかになった場合は、単なる委託料の減額にとどまることなく、コスト意識をもちながら最適な手法を用いる。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(飲食店等感染防止対策推進活動事業)効果指数について:意見】</p> <p>当事業について効果指数を設定しないが、「飲食店感染防止対策に係る県認証制度等推進活動事業補助金交付要領」(目的)第2条に「国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、都道府県は飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証制度の確実な運用を図ることとされたことから、県内統一の基準による飲食店認証制度を創設(以下「県認証制度」という)した。この補助金は、県内市町村、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会及び熊本県中小企業団体中央会(以下「県内市町村等」という。)が、県認証制度やマスク会食(以下「認証制度等」という。)について、県民の理解を深め、飲食店における認証制度等の導入の促進を図るための推進活動経費を補助することにより、アンダーコロナにおいて安心して飲食店を利用できる環境を整備することを目的とする。」と記載されていることから、当該事業により県民の理解度がどの程度上昇したか、認証制度等の導入がどの程度増加したか、県民が飲食店を安心して利用することにどれだけ寄与したかといった観点から効果指数を設定することが望まれる。</p> <p>例えば、県民の理解度及び県民が飲食店を安心して利用できることにどれだけ寄与したかは県民に対するアンケートの実施をすることで、事業の効果を評価することが考えられる。また、認証制度等の導入については飲食店の認証件数がどの程度、増加したかで事業の効果を評価することが考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和3年度(2021年度)に終了した。</p> <p>同様の事業を実施する際には、県と連携を図りながら、事業効果の増加に繋がるよう、適切な効果指数の設定を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 商業金融課

指摘事項等	
<p>【(飲食店デリバリー利用促進事業)効果指数について:意見】</p> <p>当事業について効果指数を設定しないが、「熊本市飲食店デリバリー利用促進事業補助金交付要綱」(趣旨)第1条に「この要綱は、熊本市飲食店デリバリー利用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」と記載されているのみであり市民のいかなる便益の向上を意図した補助金なのかが明瞭に記載されていない。</p> <p>補助金の要綱を定めるに当たっては、市民のいかなる便益に資することを目的とするのか予め定めておくことで当該事業の効果も適切に測定できることが期待される。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和3年度(2021年度)に終了した。</p> <p>同様の事業を実施する際には、事業効果の増加に繋がるよう、適切な効果指数の設定を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 起業・新産業支援課

指摘事項等	
<p>【(新製品・新技術研究開発助成事業)助成対象事業の採択に関する審査会の議事録の作成について:意見】</p> <p>「熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)によれば、助成対象事業の採択については審査会を開催して審査することとされている。</p> <p>当該審査会の資料を閲覧したところ、各審査員が採点した点数表は確認できたものの、審査会の議事録は作成されておらず、審査員同士の議論の内容や審査の過程が確認できなかった。</p> <p>議事録がなければ、審査会においてどのような議論(質問、回答、検討)がなされたか、後日確認することができない。</p> <p>よって市は、助成対象事業の適切な採択実施及び後日の検証可能性確保のため、議事録を作成し保管することが望ましい。特に採択の決定につながるような評価に関する発言や説明については、適切な採択を行ったことの根拠として、議事録を残す必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市契約事務マニュアルにて「進行管理や業者選定の過程は、適切に文書化しておく。」とあるとおり、令和5年度(2023年度)より審査会当日の議事録作成を行うこととした。</p>	<p>令和5年(2023年) 6月19日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 起業・新産業支援課

指摘事項等	
<p>【(新製品・新技術研究開発助成事業) 専門家派遣に関する再委託に該当するか否かの検討について: 指摘】</p> <p>市は、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金事業の一環として、助成先に対して、専門家の派遣を行っている。</p> <p>派遣先は、熊本県中小企業診断士協会(特命随意契約による委託契約)であるが、実際の業務実施は所属する中小企業診断士が行っている。</p> <p>熊本県中小企業診断士協会と業務を実施する中小企業診断士の間は、再委託の可能性があると考えられるが、市は、特段検討していない。</p> <p>再委託に該当するかどうか検討した上で、該当する場合は全部再委託ではないことを確認し、再委託に関する承認手続を行う必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>専門家派遣については、令和4年度(2022年度)より、特定の機関との委託契約(随意契約)から、派遣に関する覚書を締結した支援機関に登録されている専門家への謝礼金の支払に処理方法を改めた。</p>	<p>令和4年(2022年) 9月13日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 起業・新産業支援課

指摘事項等	
<p>【産学連携支援事業・産学連携支援員の稼働実績確認のための記録について:意見】 産学連携支援員の活動成果については、新製品・新技術研究開発及び産学連携の実績一覧などにより確認することができるものの、日々の活動記録については業務日誌等の作成が行われていなかった。 業務日誌(様式問わず、業務の実施内容が網羅的に把握できる記録)や企業への訪問記録を作成することにより、産学連携支援員の活動の記録を残すことが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>訪問先や打ち合わせ内容等のリストを作成した。今後は、日々の活動について確認することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 起業・新産業支援課

指摘事項等	
<p>【(介護ロボット研究開発支援経費)介護ロボット研究開発支援補助金の補助対象事業の範囲について:意見】</p> <p>本補助金の補助対象事業の要件の一つとして、「ロボット技術(センサー、知能・制御系、駆動系の要素技術のいずれか又は複数組合せ)を活用したもの」と記載しており、厚生労働省が示す介護ロボットの定義()よりも幅広くなっている。つまり、本補助金の名称は「介護ロボット研究開発支援補助金」となっているものの、補助対象事業としては必ずしも介護ロボット開発でなくてもよいと言える。</p> <p>この点につき、市の担当者にヒアリングを行ったところ、「介護ロボットのみならず、介護ロボットの要素技術の一部を活用した新製品開発を行うまで対象を広げることで、幅広く中小企業への支援に資することが可能となるため」との回答を得た。</p> <p>確かに、中小企業支援の間口を広げるという意味では、補助対象事業の適用範囲拡大は効果的であると考えられるが、一方で、介護ロボットの要素技術の一部を活用しただけで補助対象事業となり得るのであれば、補助対象となる開発事業が「介護ロボット」からかけ離れたものになる可能性が否定できない。</p> <p>事実、令和3年度において本補助事業として採択された事業のうち1件については、「薬局ピッキング監査システムの開発」であり、本補助金の補助対象事業の定義からは逸脱していないものの、(直接的には)介護機器には該当せず、「介護ロボット」の定義からは乖離していると考えられる。</p> <p>市は、介護ロボットの開発支援を謳っている以上、「介護ロボット」の定義に近い事業を選定する必要がある。</p> <p>厚生労働省が示す介護ロボットの定義(出所:厚生労働省ホームページ)</p> <p>1. ロボットの定義とは、 情報を感知(センサー系) 判断し(知能・制御系) 動作する(駆動系) この3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。</p> <p>2. ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和4年度(2022年度)に終了した。なお、介護ロボットに限定する形で同種の事業を実施する際は、必要要件について適切な定義づけを行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：産業振興に関する施策に係る事務の執行について～

経済観光局 起業・新産業支援課

指摘事項等	
<p>【((震災)創業ステップアップ支援助成事業)効果指数の設定について：意見】</p> <p>効果指数が設定されていない。本事業は3年間にわたり継続して創業に要する経費の一部を助成することにより、起業して間もない会社(もしくは個人事業主)の事業継続率を高めることを目的に行われている。</p> <p>創業後3年間の事業継続率等の効果指数を設定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
創業後3年間の事業継続率を成果指標として設定した。	令和5年(2023年) 4月1日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 起業・新産業支援課

指摘事項等	
<p>【((震災)創業ステップアップ支援助成事業)助成先から提出される事業計画書及び経営安定化計画書に係る適切な審査の実施について:指摘】</p> <p>助成先から提出された事業計画書及び経営安定化計画書を読覧したところ、書類上、記載されている収支の状況における数値と、今後の事業展開で記載されている文言に不整合があるなど、計画書として記載が不適切と考えられる書類が散見された。</p> <p>これは、助成先が起業して間もない会社(もしくは個人事業主)であり、事業計画等の書類の記載に不慣れであることが一因であると考えられるが、そうであったとしても、受領した所管課において適切にレビューを行うとともに、改善を促すことが必要であったと考えられる。</p> <p>市は、助成する事業としてふさわしいかどうかを検討するうえで、事業計画書等のレビューを適切に行う必要がある。特に、書類内の数値の整合、数値と文言の整合、書類間の整合などについては、最低限確認し、修正が必要な場合には助成先に対して適切に指導を実施すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)より審査チェックリストに明記し、事業計画書及び経営安定化計画書の内容確認を徹底するよう運用を改善した。</p>	<p>令和5年(2023年) 4月1日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 起業・新産業支援課

指摘事項等	
<p>【((震災)創業ステップアップ支援助成事業) 交付要綱における処分制限財産の取扱いの明記について: 意見】</p> <p>補助事業により取得した効用の増加した財産の取扱いについて、熊本市補助金交付規則では記載がないものの、当該財産に関する処分の制限に関しては、必要に応じて各補助金の交付要綱において定める必要があると考えられる。</p> <p>この点、「熊本市創業ステップアップ支援助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)によれば、本助成事業の交付対象経費には、設備費が含まれており、処分の制限の対象となり得る財産(以下「処分制限財産」という。)を取得する可能性があるものの、交付要綱には効用の増加した財産の取得に関する規定は定められておらず、処分制限財産の取扱いが不明確となっている。</p> <p>金額的に重要な処分制限財産について、あらかじめ取扱いを決定した上で、交付要綱で明示するとともに、助成先へその取扱いを示すことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
当該財産に関する処分の制限に関して要綱に記載した。	令和5年(2023年) 4月1日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 企業立地推進課

指摘事項等	
<p>【(企業立地促進事業) 投下固定資産の定義の明確化について: 意見】</p> <p>「固定資産」の定義については、一般には1年以上継続して保有・使用される資産を指し、消耗品のように1年未満で費消することを前提としたものは含まないが、熊本市企業立地促進条例施行規則によれば、「操業開始日までに指定対象施設となった建物及び設備等の取得に係る経費の合計額をいう。」と定義されており、消耗品に相当する費用も含まれることとなっているため、施行規則に定義する「投下固定資産」の範囲と、一般的に想定する固定資産の範囲に相違があると言える。</p> <p>定義の範囲が異なれば、補助金算定の際に、投下固定資産の捉え方に違いが生じ、結果的に算定される補助金額に違いが生じる可能性も否定できない。</p> <p>そこで、投下固定資産の定義に、固定資産の購入等と合わせて支出する消耗品等も含めることを認めるのであれば、その旨を明確に規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
熊本市企業立地促進条例に関する事務取扱運用基準を改正し、投下固定資産の定義を明文化した。	令和5年(2023年)4月1日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 企業立地推進課

指摘事項等	
<p>【(企業立地促進事業)消費税及び地方消費税の取扱いについて:指摘】</p> <p>令和3年度の企業立地促進補助金の交付決定を行った案件のうち、1件については、補助金の交付を行うことの指定が平成29年5月に行われており、その時点での熊本市企業立地促進条例及び同施行規則が適用されていた。</p> <p>その結果、当該案件の企業立地促進補助金のうち設備投資補助金の算定の基礎となる投下固定資産額には消費税等が含まれており、算定される設備投資補助金についても消費税等の相当額が含まれていた。</p> <p>現状の熊本市企業立地促進条例施行規則(令和2年4月1日施行) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額を含まないものとする。</p> <p>改正前の熊本市企業立地促進条例施行規則(平成25年4月1日施行。) 「消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額を含まないものとする」と規定はなく、設備投資補助金の算定にあたっての基礎となる投下固定資産額には消費税等が含まれていた。</p>	
措置内容	措置日
<p>今後、改正前の企業立地促進条例及び施行規則により指定を受けている事業者について交付確定を行う場合は、現行の施行規則と同様の取扱いにより消費税抜きで算定を行うこととした。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 企業立地推進課

指摘事項等	
<p>【(企業立地促進事業) 熊本市企業立地促進条例施行規則の改正について: 意見】</p> <p>施行規則の改正の経緯、理由について確認したところ、補助金の対象事業者並びに種類等の見直しに係る記載はあるものの、消費税改正部分については書面に記録としては残っておらず、当時の担当者へのヒアリングによれば、「算定される設備投資補助金に消費税等の相当額が含まれるのは望ましくないと判断した」との回答であった。</p> <p>補助制度の改正に係る事項については、検討の経緯と理由を書面に記録することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>今後、補助制度の改正に係る事項については、詳細な検討の経緯と理由を書面に記録することで対応することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 3月31日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(インバウンド誘客対策経費(FIERD-UP 関連事業)) 特命随契(一者随契)について: 意見】</p> <p>総務省の地方公共団体の入札・契約制度の説明に「地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければなりません。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされています。」(総務省 HP より引用)とあるように、地方公共団体における調達については、一般競争入札が原則であり、随意契約とする場合であっても複数の事業者からの見積りを入手して契約することが求められる。</p> <p>しかしながら本事業においては、市は HP を作成した事業者以外が HP 更新業務および広告事業を実施することは難しく、その性質が一般競争入札には適さないと判断し、令和元年度から令和3年度まで同じ事業者と契約を結ぶ特命随契(一者随契)としている。動画コンテンツの作成や広告事業については一般的にどの事業者でもできる業務であり、HP の更新作業についても特定の事業者しかできないのかどうか慎重な判断が求められる。</p> <p>本事業においても、一般競争入札が原則であることを念頭に置いて、できる限り随意契約とならないような工夫が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>検討を行った結果、事業内容毎の発注を行うこととした。</p> <p>ホームページ更新業務については、作成を担当した事業者以外が実施することが難しいため、引き続き、特命随契(一者随契)とする。動画コンテンツの作成や広告事業については、競争性を担保するため、入札を行うこととした。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(インバウンド誘客対策経費(FIERD-UP関連事業)) 広告配信の時期について: 意見】</p> <p>本事業では、YouTube 広告の配信業務を委託し、動画を用いた熊本市の宣伝を豪州在住者に向けて実施している。本事業の業務実施報告書を確認すると、広告を配信した時期が令和4年1月17日から令和4年3月14日と短い期間に集中して実施されていると考えられる。</p> <p>一方で JNTO (独立行政法人国際観光振興機構) がまとめている訪日観光客の国籍・月別推移を確認すると豪州からの訪日観光客は12月~1月が多いことがわかる。(訪日目的は冬のレジャーや温泉など) 季節的な影響のある動画であれば、特定の短い期間において大量の広告を流すことにより、より強い印象を与えることが有効となるかもしれないが、熊本城の紹介のような文化的な動画である場合には、特定の期間に集中するのではなく、継続的に動画を流すことのほうが効果的である可能性も高く、動画の内容により、どの時期にどのように公開すればより効果が高いかを勘案し、宣伝する時期を考え効果的な宣伝を実施する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>効果的な宣伝を実施する方法について検討した結果、サイト閲覧者が直接旅行を計画する可能性もあるため、市場毎のハイシーズン等を踏まえ、コンテンツの公開や宣伝時期を設定することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(観光戦略経費(観光客誘致事業補助金))効果指数について:意見】</p> <p>効果指数が設定されていない。補助金を支給した結果どのような成果があがったのかを検証する指標を設定する必要がある。</p> <p>補助金対象の事業に対して、具体的な成果指標の目標値を設定せずに補助金を支給していることは、補助金対象の事業が有効に実施されているかどうかの検証ができず、費用対効果の検証や改善点等の発見が困難となることにつながる。目標値を設定した上で、事業実施後に目標に対する達成度や今後の改善点の検討を行うことが必要である。</p>	
措置内容	措置日
観光客誘致事業補助金の対象事業毎に効果指数を設定した。	令和5年(2023年) 9月30日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【観光戦略経費(観光客誘致事業補助金)・補助金の支給対象について: 意見】 当事業の補助金交付の根拠要綱として定めている「観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱」においては、補助の対象となる事業として、次のように記載されており、具体的な補助対象の費目については定められていない。 (補助の対象) 第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が行う事業で、次に掲げるものとする。 (2) 観光客の誘致及び受入れに関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事業 このため、毎年の事業費の対象をコンベンション協会が変更・調整することにより予算の上限まで補助金を請求することも可能な状況であると考えられる。このような状況を回避するために、補助金の性質に基づいて補助の対象を明確にし、要綱やガイドライン等のルールで定めることが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)中に補助金交付要綱の改正を行い、補助対象経費及び補助率を定めることとした。なお、改正内容は令和6年度(2024年度)交付分から適用する。</p>	<p>令和5年(2023年)9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(観光戦略経費(観光客誘致事業補助金))補助金の上限額設定について:意見】</p> <p>補助金対象事業は、市との役割分担のもとで公共性の高い事業を行っていると思われるものの、その必要経費を市からの補助金に大きく依存している状況は、コンベンション協会において事業を効率的に実施するという意識が希薄になる恐れがある。事業を効率的に実施するという意識をもって事業を実施するために、補助対象経費別の補助率を設けるなどの方法によって補助金の上限を定めることが必要である。</p> <p>前年の決算や当期の予算などから補助対象経費ごとに補助率を設定して、最終的な補助金の額を決定するなどの方法により上限額の設定を検討するなどの方法によって、補助金を受給する団体が少しでも自主的かつ効率的に補助金を活用するような意識が働く仕組みの構築が市に求められる。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年度(2023年度)中に補助金交付要綱の改正を行い、補助対象経費及び補助率を定めることとした。なお、改正内容は令和6年度(2024年度)交付分から適用する。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(観光戦略経費(熊本市観光案内業務))プロポーザル方式や競争入札の検討について: 意見】</p> <p>市は、コンベンション協会に対して特命随契(一者随契)の方法で観光案内所の運営・管理業務を委託している。その理由として観光案内所業務の専門性の高さや宿泊、食事、交通手段をはじめとする観光関連事業者の案内先が特定の事業者に偏らないようにという公平性の観点を挙げている。しかしながら、当事業の業務実績報告書を確認する限り、観光案内所における案内・相談業務のうち、例えば、宿泊先の案内業務は極めて少なく、令和4年3月においては、0.2%程度(3件/1473件中)に留まっている。</p> <p>案内先が特定の事業者に偏らないようにするということを特命随契(一者随契)の理由としていることは適切ではない。</p> <p>また、観光案内所の運営・管理業務が特命随契(一者随契)を必要とするほど高い専門性が求められるとも考えにくい。</p> <p>観光案内所の運営・管理業務については、プロポーザル方式による選定を行うことで、より魅力的な観光案内所の運営や、様々な手法による観光客への情報発信・サービス提供の提案が期待できるだけでなく、業務委託料の見直しにもつながると考えられる。</p> <p>特命随契(一者随契)ではなく、プロポーザル方式(場合によっては競争入札)の導入などによって、効率的かつ観光客にとってより魅力のある観光案内所の運営を検討すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>中立公平な観光案内について業務仕様で担保しながら、効率的で魅力のある観光案内を行うため、令和6年度(2024年度)からの契約について、公募により契約相手方を選定することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月25日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(熊本誘客プロジェクト経費)効果指数の設定について:意見】</p> <p>効果指数が設定されていない。市の担当者によれば、効果指数が設定されていない理由は、「熊本城においては復旧基本計画に基づき復旧過程の段階的な公開(特別公開)を行っているところであり、今後も復旧工事の状況に伴い公開エリアが随時変動することから、設定が難しいためである」とのことである。</p> <p>しかしながら、令和3年度(2021年度)は90,000千円近い費用をかけており、いくつかのシミュレーションを行い、公開エリアの変動に対応する効果指数を設定すべきである。</p> <p>効果指数が設定されていないため、当該事業の有効性について評価できない状況である。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業は、令和3年度(2021年度)に終了した。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、実施事業に則した適切な数値等の指標を検討し設定する。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(熊本誘客プロジェクト経費) 広告業務の事後評価について: 意見】</p> <p>本事業は、国内向けの熊本市への誘客を目的として、令和元年10月5日の特別公開(第一弾)を皮切りに、令和2年6月1日特別見学通路開通(第二弾)、令和3年4月26日の天守閣完全復旧・内部公開(第三弾)と、段階的に公開エリアが拡大されていく熊本城を主軸とする観光プロモーションを広く展開することで、平成28年に起こった熊本地震後の熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進を図るものである。</p> <p>令和3年度の事業費89,995千円は、「熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務」(39,999千円)と「熊本誘客プロジェクト推進業務」(49,995千円)からなっており、そのいずれにも効果測定(各々500,000円)が組み込まれている。しかし、業務終了後に受領している報告書について、その内容を検討した形跡が確認できなかった。担当課においても事業の評価を行い、次回以降の展開に生かしていくことが必要である。</p> <p>なお、現在は事業評価を実施できる体制とはなっておらず、新型コロナウイルス感染症収束後にはさらに事業費の増額が行われるのであれば、事業の評価は必須である。</p>	
措置内容	措置日
<p>実施した広告業務に関する効果測定を行ったが、成果や課題を振り返るための事後評価を実施していなかった。</p> <p>令和5年度(2023年度)事業においては、事後評価を含め実施することとした。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(熊本誘客プロジェクト経費) 広告内容について:意見】</p> <p>テレビ広告を中心とした内容や熊本城の特別公開に合わせた限定的な広告の作成を実施したことについては、改善の余地があったのではないかと考える。</p> <p>動画コンテンツやホームページを資産として捉えて、継続的に使用できる魅力的な動画やHPを作成するなど、将来の誘致促進につながるコンテンツ作成に重きを置くことも検討できたのではないかとと思われる。</p>	
措置内容	措置日
<p>今後の広報については、一過性なものとならないよう、動画コンテンツやホームページなど多様な媒体を活用しながら効果的な展開をしていくこととした。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(熊本誘客プロジェクト経費) 予算の増額について: 意見】</p> <p>段階的な熊本城の公開エリアの拡大に応じ、熊本城の観光プロモーションを広く展開することで、熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進を図るという本事業の目的は十分理解できるものである。</p> <p>しかしながらコロナ禍における旅行の制約があり、想定される事業効果が十分に期待できないとの予測もできた中で、予算ベースで令和元年度 50,000 千円、令和2年度 60,000 千円、令和3年度 90,000 千円と増額していることには疑問を感じざるを得ない。</p> <p>必要最小限の事業費に抑え、新型コロナウイルス感染症収束後に事業規模を拡大(予算の増額)させるという選択肢もあったと考えられる。</p> <p>コロナ禍という通常ではない状況ではあったが、広報予算の使い方については、より効果的な方法を常に検討することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながらプロモーションのターゲットを九州内にするなど、コストを意識した適切な事業実施を行っており、今後も効果的な広報を展開していく。</p>	<p>令和5年(2023年) 9月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(旅行商品割引事業) 助成額の偏りについて: 意見】</p> <p>本事業における助成金額について確認したところ、宿泊事業者では99事業者中上位10社で助成金額の割合が50%を超え、旅行事業者においては49社中上位10社で助成金額の割合が94%を超えており、助成金の交付先に偏りが大きいことがわかる。当事業の助成金の支給対象期間において、旅行者の宿泊先や利用旅行会社が先述のように偏っていたとは考えにくく、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた宿泊事業者や旅行業者に、本事業の助成金が公平に行き届いていない懸念がある。</p> <p>当事業の当初の計画では、助成金の支給対象期間は9ヶ月と想定していたが、予算消化に伴い6ヶ月で事業が終了したことを鑑みると、当初の予定よりも助成金の消化スピードが早かったことが伺える。これは、上記の偏りを考慮すると特定の宿泊事業者や旅行事業者が想定より多くの助成金を受領したためと考えられる。</p> <p>助成金を公平により多くの事業者に交付するためには、仮に今後同様の助成を行うことがあった場合は、宿泊事業者の部屋数等に応じて1社あたりの上限助成額を定めるなどし、少しでも多くの事業者が助成を受けることができる仕組みの構築を検討することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>助成金を公平により多くの事業者に交付できるよう、令和4年(2022年)11月以降の実施分から、事業者毎の上限額を定めた。</p>	<p>令和4年(2022年)11月7日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(上海事務所管理運営経費)当初予算における積算価格の間違について:指摘】 市の担当者より報告があったが、令和3年度の当事業における予算要求書において、予算額の積算時の注意事項が適切に引き継がれていなかったことにより、予算要求額が実際に必要な額よりも少なく要求される結果となっていた。 今回は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実際の支給額は当初の予算の範囲内に収まることとなったが、予算を超過するおそれがあるミスであるため、同様のミスが起こらないよう引継ぎ資料を充実させるなどの対策を講じる必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和3年度(2021年度)分は、帰任の際に適正に精算済みである。 令和4年度(2022年度)からは、制度の理解とともに適正に積算を行うため、担当者及び決裁ライン内で旅費規程の資料と照らし合わせて確認を行っている。 令和5年度(2023年度)当初予算要求においても、積算方法について引き継ぎを行い、適正な金額の要求を行った。</p>	<p>令和4年(2022年) 11月30日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(熊本城シャトルバス運行経費)効果指数について:意見】</p> <p>効果指数として、熊本城特別公開入園者数が設定されているが、より具体的に乗車人数等を用いることが適切である。</p> <p>現在用いられている効果指数は市の第7次総合計画で用いられているものであるが、より具体的な効果指数が設定可能な場合にはこれによる必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業の効果指標は、当シャトルバスの乗車人数とした。</p>	<p>令和5年(2023年) 5月16日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(熊本城シャトルバス運行経費)一般競争入札が1者のみの入札となっていることについて:意見】</p> <p>当事業において公告をした際に、入札に参加する事業者が1者のみの場合でも入札額が予定価格以下だった場合は入札を執行すると記載があり、実際入札希望事業者は1者のみで入札が執行されている。本来競争入札を行う場合は2者以上によって入札が執行されることが望ましく、再公告するなどし、複数の事業者の入札が実施されるよう努力が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>今後においても、競争性を確保した上で、特別な事情がある場合のみ、必要に応じて再公告をする。</p>	<p>令和5年(2023年) 5月11日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【(熊本城シャトルバス運行経費)バスの運行ルートのHP表記について:意見】</p> <p>熊本城の公式HPのアクセス・駐車場のページを確認すると、有料の熊本城周遊バス「しろめぐりん」と無料シャトルバスどちらの案内もあり、どちらがどのようなルートを廻るのかルートマップの表示がないため、行きたい場所へ行くための手段としてどちらを選べばよいかわかりにくい状態となっている。また、桜の馬場城彩苑の公式HPにおいて、バス駐車場ページとアクセスページどちらにもシャトルバスのルートが記載された地図が掲載されている。このうちバス駐車場ページに表示されている地図の周回ルートには、上図のように現行のルートが表示されているのに対して、アクセスページに表示されている地図の周回ルートは下図のように熊本地震前の旧ルートが表示されているため、当事業のバス運行ルートとして、どちらのルートが正しいのかわからない状態となっている。マップの差し替えを行うとともに誰がどのHPを見ても混乱することのないわかりやすいHPを作成する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>指定管理者が管理するホームページの当該掲載内容について、現行の運行ルートに沿ったものに修正をした。また、月に1回実施している指定管理者との会議(モニタリング)等を通じてホームページの内容について確認を行う。</p>	<p>令和5年(2023年) 5月16日</p>

令和 4 年度（2022 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 誘致戦略課

指摘事項等	
<p>【(MICE 誘致戦略事業) 効果指数に係る目標値の設定について：意見】</p> <p>効果指数の目標値と実績値には令和 2 年度及び令和 3 年度において、大きな乖離がみられる。</p> <p>この乖離は、熊本市第 7 次総合計画策定時に決定した毎年度一定の目標値(「熊本市 MICE 誘致戦略」策定時に決定した令和 5 年度の目標値)をそのまま各年度の目標値としていることが大きな原因である。</p> <p>現在のコロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の収束段階に対応した複数の目標値を設定することや、収束状況に応じて年度途中であっても目標値を再設定し、随時事業を見直すなど、状況に応じた対応をすることが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>第 2 期熊本市 MICE 誘致戦略(令和 6 年度〔2024 年度〕から令和 13 年度〔2031 年度〕)では、年度毎の指標(KPI)の確認や中間評価での検証を踏まえ、適宜目標値の再設定を行うこととした。</p>	<p>令和 5 年(2023 年) 11 月 15 日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について～

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>【(スポーツコンベンション事業)効果指数について:意見】</p> <p>効果指数が設定されていない。効果指数の設定は難しい面もあると思われるが、何らかの指数を設定しなければ、効果を測定することができないため、たとえば、キャンプや大会の誘致件数など適切な指数を設定する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
各スポーツ大会開催における集客数や経済波及効果を測定することとし、事前キャンプや強化合宿については、交流事業等地域貢献活動においての参加者数等を目標指標として設定することとした。	令和5年(2023年) 10月13日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>【(スポーツコンベンション事業) 実行委員会の規約における書面決議に関する規定の必要性について: 指摘】</p> <p>令和3年度における実行委員会の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面決議により実施されている。</p> <p>しかし、実行委員会の会議の開催については次のとおりの規定があるのみで、書面決議に関する記載がない。</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 会長は必要に応じ実行委員会を招集し、その議長となる。その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。</p> <p>2 委員は、やむを得ない理由のため実行委員会に出席ができないときは、代理人をもってその表決権を委任することができる。</p> <p>また、実行委員会規約の第16条に「必要な事項は実行委員会において決定」、「その他運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる」とあるが、書面決議に関して、別途定めていなかった。</p> <p>したがって、対面による実行委員会の開催が難しい状況に対応できるように、実行委員会規約に書面決議に関する規定を加える必要性がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和5年(2023年)6月27日に開催した実行委員会にて、書面決議に関する規定を加える規約改正を行った。</p>	<p>令和5年(2023年)6月27日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>【(スポーツコンベンション事業) 実行委員会の委員の範囲及び議決権の有無の明確化について: 指摘】</p> <p>実行委員会の委員等については、実行委員会規約上、会長1名、委員11名、監事2名、オブザーバー1名と定められている。また、実行委員会規第12条において、「実行委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。」と規定されている。</p> <p>しかし、実際の実行委員会の決議(書面決議)を見ると、委員11名、監事2名及びオブザーバーを含めた14人を委員として決議しており、実行委員会規約における委員の範囲と相違しており問題である。</p> <p>また、一般論で言えば、オブザーバーは、第三者的あるいは客観的な立場から会議のスムーズな進行を促すことを期待されて会議に参加する者であり、当該会議に係る議決権は有しないのが通常である。しかし、本実行委員会における書面決議においては、オブザーバーにも議決権が与えられ、決議に参加している。</p> <p>よって、実行委員会規約において、「委員」の範囲及び議決権を有する者の範囲を明確にすべきである。</p>	
措置内容	措置日
委員の範囲等について、令和5年(2023年)6月27日に開催した実行委員会にて、規約の改正を行った。	令和5年(2023年)6月27日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>【(スポーツコンベンション事業) 監事監査後の決算書の修正について: 指摘】 令和3年度ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会決算書(以下「決算書」という。)について、監事監査のあとに行われた実行委員会(書面決議)において、一部修正が必要と思われる箇所があった。 しかし、決算書の修正に関して、修正内容の検討及び修正後の決算書の決議が行われていなかった。 修正後の確定した決算書に関して、何らかの決議を得る必要があったと考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>決算書の修正に関して、修正内容の検討及び修正後の決算書の決議が行われていなかったため、令和5年(2023年)6月27日に開催した実行委員会にて修正し報告を行った。</p>	<p>令和5年(2023年) 6月27日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>【(スポーツコンベンション事業)小口現金の取扱いに関するルールの順守について:指摘】 ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会経理規程(以下「実行委員会経理規程」という。)によれば、小口現金制度について次のとおり定められている。</p> <p>(小口現金) 第18条 緊急に物品の調達が必要となった場合や少額の支払を便利にするため、小口現金制度を設ける。 2 この小口現金は事務局長が保管し、その額は5万円とする。 3 小口現金による出納は、すべて小口現金出納簿に記入することとし、支払終了後、支払を証する書類を添付して、事務局長の決裁を受けなければならない。</p> <p>「小口現金は事務局長が保管し、その額は5万円」とあるとおり、保管する額の上限が5万円と考えられるが、令和3年7月9日付で100,000円(50,000円×2)を通帳から引き出し、小口現金としている。</p> <p>「支出伺書」によれば、「羽田空港におけるコロナウイルス感染症等の緊急時対応のため、2回分を引き出すこととする」とあるが、実行委員会経理規程上はあくまでも保管する額の上限を5万円としており、当該取扱いは規定から逸脱していると言わざるをえない。</p> <p>よって、実行委員会経理規程に従い、小口現金の適正な取扱いを行う必要がある。</p> <p>なお、実務上の緊急対応の要請から、実行委員会経理規程における上限額が少額であると考えられる場合には、不正等の防止に留意しつつ、過大にならない範囲で上限額を増額するように規定を変更することも一案である。</p>	
措置内容	措置日
<p>規約の改正について検討を行った結果、5万円という上限額は適当であるという判断に至ったため、増額はしないこととした。</p> <p>今後は、取扱いの誤りがないよう、課内において、当該規定について再確認を行い、さらに、次年度以降の担当者への引継ぎ漏れがないよう業務引継書に記載をした。</p>	<p>令和5年(2023年) 6月27日</p>

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ:産業振興に関する施策に係る事務の執行について～

経済観光局 イベント推進課

指摘事項等	
【(にぎわいづくり推進経費)効果指数の設定について:意見】 効果指数が設定されていない。イベントの集客数等を効果指数として設定する必要がある。	
措置内容	措置日
各イベントの集客数を効果指数として設定することとした。	令和5年(2023年) 11月8日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 イベント推進課

指摘事項等	
<p>【(にぎわいづくり推進経費)負担金の交付基準の設定について:意見】</p> <p>負担金には、法令等に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、法令等に基づかない地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金があり、熊本市まつり振興委員会への負担金は後者に該当するものである。</p> <p>こうした任意団体に負担金を支出する事業においては、自立した団体が行う事業であるため、構成団体の多様な意見を反映させることができること、団体の意思決定や内部規程により事業実施ができることなど、弾力的かつ効率的な事業実施が可能となるものと考えられる。</p> <p>こうした負担金の支出にあたっては、対象となる団体や事業の目的が明確であり、かつ、公益上の必要性を有しており、さらには行政運営の上でも経済性、効率性及び有効性の観点から適切なものである必要がある。</p> <p>担当課において予算編成過程時等に、その必要性や負担金額等が適切なものであるか精査を行っているが、「どのような団体なら支出するか」「また、その場合どのような算定基準で支出額を決定するか」といった全庁的な運用ルールや明確な基準は存在しない。</p> <p>今後、負担金を交付する際には、交付先の団体や金額がより適切に決定されるよう、マニュアルや基準等を整備する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>負担金を交付する対象団体や算定基準については、各事業目的に応じて様々であるため統一的な基準等を整備することは馴染まないため、予算編成過程等において個々の事業ごとに対象となる団体や事業の目的、公益上の必要性、行政運営上の効率性・経済性・有効性を慎重に精査し、交付先団体や交付金額を決定する。</p> <p>また、今後も、補助金等の適切な執行に関する周知や研修を実施していく。</p>	<p>令和5年(2023年) 11月8日</p>